

平成 25 年

第 4 回定例会会議録

平成 25 年 6 月 17 日

）

平成 25 年 6 月 24 日

田 上 町 議 会

平成25年田上町議会第4回定例会会議録目次

第1号 (6月17日)

開 会	1
開 議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	3
日程第3 諸般の報告	3
日程第4 議第1号 田上町本田上工業団地工場設置促進条例の一部改正について	7
議第2号 記号式投票に関する条例の廃止について	7
日程第5 議第3号 平成25年度田上町一般会計補正予算(第1号)議定について	8
議第4号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について	8
議第5号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について	8
議第6号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について	8
議第7号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第1号)議定について	8
日程第6 一般質問	11
9番 川口 與志郎 君	11
11番 池井 豊 君	20
8番 松原 良彦 君	27
散 会	33
招集告示	34
提出議案一覧表	35
議事日程	36
出欠席議員	38
説明のため出席した者の職氏名	39
職務のため出席した者の職氏名	39

第2号 (6月18日)

開 議	41
日程第1 一般質問	41
4番 浅野 一志 君	41
12番 関根 一義 君	44
6番 皆川 忠志 君	56
散 会	64
議事日程	65
出欠席議員	66

説明のため出席した者の職氏名	6 7
職務のため出席した者の職氏名	6 7

第 3 号 (6月24日)

開 議	6 9
日程第1 議第1号 田上町本田上工業団地工場設置促進条例の一部改正について	6 9
議第2号 記号式投票に関する条例の廃止について	6 9
日程第2 議第3号 平成25年度田上町一般会計補正予算(第1号)議定について	7 0
議第4号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について	7 0
議第5号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について	7 1
議第6号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について	7 1
議第7号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第1号)議定について	7 1
日程第3 請願第1号 下吉田1区地内の町道認定についての請願について	7 5
日程第4 報第1号 平成24年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7 6
報第2号 県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について	7 6
日程第5 議員派遣の件について	7 8
日程第6 閉会中の継続調査について	7 8
閉 会	7 9
議事日程	8 0
出欠席議員	8 2
説明のため出席した者の職氏名	8 3
職務のため出席した者の職氏名	8 3

平成25年田上町議会
第4回定例会会議録
(第1号)

田上町告示第21号

平成25年第4回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年6月7日

田上町長 佐藤 邦 義

記

- 田上町告示第21号は別紙(1)のとおり
- 平成25年第4回田上町議会(定例会)提出議案一覧表は別紙(1-1)のとおり
- 平成25年6月17日
- 議事日程(第1号)は別紙(2)のとおり
- 本日の会議に付した事件は議事日程に同じ
- 応招議員は別紙(3)のとおり
- 出席議員(14名)は別紙(3)のとおり
- 説明のため出席した者の職氏名は別紙(4)のとおり
- 職務のため出席した者の職氏名は別紙(5)のとおり

午前9時00分 開 会

議長(渡邊正策君) 改めておはようございます。本日、平成25年第4回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐藤町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 改めまして、皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成25年第4回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私とも何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

ただいま県町村議会の監事として町村自治の振興・発展に貢献された泉田議員に、県の町村議長会から表彰が伝達されましたが、今後も田上町発展のため、ご尽力いただけることをお願いして、お祝いの言葉にさせていただきます。

ところで、今年はどうも空梅雨のようでありまして、農家の方は農作物の水不足を心配されておりますし、降るときに降らないと後が心配になりますが、そんなことにならないことを祈っております。また、梅雨時期の花である護摩堂山頂のアジサイもこれから鮮やかな花を咲かす季節を迎えましたが、今年五明寺トンネル修繕工事の関連であじさいまつりが中止となり、楽しみにしておられる皆様にはご迷惑をおかけすることになりましたが、より安全に通行できるトンネルにするための工事でありますので、ご理解とご協力をお願いいたしたいと思っております。

さて、今定例会は5月に臨時議会が開催されたことにより、例年よりも議案件数も少なくなっておりまして、田上町本田上工業団地設置促進条例の一部改正及び記号式投票に関する条例の廃止の2件、また地域の元気臨時交付金事業の交付額確定に伴う幼児園増設工事などの組み替えや、風疹の予防接種費用の全額を補助するための経費の追加、あるいは4月の人事異動に伴う職員の人件費関連予算の組み替えを主とした平成25年度の一般会計及び各特別会計の補正予算5件と、それに予算の繰越計算書の報告書及び県央土地開発公社事業報告書の提出についての2件、合計で9案件をご提案申し上げました。よろしくご審議をくださいますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

以上であります。

議長(渡邊正策君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時05分 開 議

議長(渡邊正策君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(渡邊正策君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により

3番 有 川 りえ子 議員

4番 浅 野 一 志 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（渡邊正策君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日17日から24日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日17日から24日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（渡邊正策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の4月分が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

次に、本日までに受理した請願は下吉田1区地内の町道認定についての請願の1件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の総務産経常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、執行から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

副町長（小日向 至君） 貴重な時間をおかりしまして、平成25年度の公共事業の予算づけについて報告をさせていただきます。

まず、お手元のほうに資料配付しておりますので、それをちょっとごらんいただきたいのですが、まず最初に施設名という欄のところにそれぞれの事業の名前書いてありますから、それを中心にご説明申し上げますが、県道新潟・小須戸・三条線、下に書いてありますように、保明大橋の工事でありまして、24年の1億3,000万円の経費に引き続きまして、25年度5,000万円の予算をもちまして、25年度完成ということで今工事が進んでおります。

次に、一般国道403号線のバイパスであります。これは田上地内ということでの関係でありますけれども、24年度の3月の国の補正予算ということで3億5,000万円の予算がついておりまして、25年度の内示につきましては2億9,100万円、合計6億4,100万円の金額をもちまして、事業概要に書いてありますように、25年度末までに新潟・五泉・間瀬線まで供用開始をするという予定になっております。

次に、1級河川山田川であります。これにつきましては同じく24年度の国の3月補正1億6,000万円ついておりまして、25年度の配当は未定にはなっておりますが、最終的には上野屋から初音まで今年度中に終わるという予定になっております。

次に、1級河川加茂川であります、これにつきましても24年度の3月の国の補正で1億円ついておりまして、ここに今年度については配当はまだ未定になっておりますけれども、1億円というのは昨年度の金額と同様でありまして、工事内容につきましては加茂川右岸の千代橋下流及び保明大橋付近、つまり2カ所でかさ上げ工事を始めていくという内容になっております。

次に、1級河川才歩川であります、既に昨年の当初予算と同額の2,000万円が24年度の補正予算として補正されており、25年度につきましては予算はありませんが、この経費をもちまして25年度完成で進んでおります。

最後になります、県単事業ということで、県道新潟・五泉・間瀬線、これにつきましても24年度の補正で200万円、この金額につきましては待避所設置ということで、ホテル小柳から先の五泉境までのところに1カ所待避所を設置する経費と、25年度についております459万9,000円は初音から旧かつみ荘までの間の調査設計に充てる経費ということで、これから工事が進んでいく見込みであります。

以上申し上げまして、行政報告といたします。貴重な時間をおかりしまして、ありがとうございました。

議長（渡邊正策君） 以上で行政報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、各委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） おはようございます。総務産経常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

6月3日、午後1時半から出席委員は7委員全員ということでありました。今回の所管事務調査は、地域整備課と総務課ということで調査を行いました、地域整備課の関係につきましては、3月議会でもいろいろ議論となりました新羽生田浄水場の工事の進捗状況と現場視察ということと、五明寺トンネルの工事予定ということで調査を行いました。羽生田浄水場につきましては、今年度工事予定としては約2億6,900万円ということで、2億7,000万円ほどの予算になっておりますが、主には浄水場の計装設備というか、電気設備の関係の工事が大きいということでございましたが、今年の工事内容としては既設の羽生田浄水場のろ過機浄水池等の一部取り壊し、これは26年度も継続するそうでございますが、そういった工事、それと新設の羽生田浄水場の構内整備、舗装あるいは電気計装設備ということで、これが一番大きいようございますが、そういった工事、それと導配水管の布設工事ということであるようございました。

それでこの工事自体は、施設の老朽化、災害時の対応、大沢水系の硬度の解消、それと中央監視による維持管理の効率化というふうなことを目的に、工事を進めているということでございますが、金比羅山、羽生田の配水池のところには高架水槽も設置をされて、これによって羽生田水系と大沢水系、それと企業団水系という3つの水系を統合して硬度を下げるという、これによって硬度は大沢水系は140ということだそうありますが、最終的には3水系を統合して65に下げたいというような説明でございました。

質疑の中では、川船水系との連結も視野に入れているというような説明ございまして、その質疑の中

では平成28、29年度で川船水系との連結を図りたいという、工事を行いたいという回答がありました。

それと五明寺トンネルの関係でございますが、入札も終わって現在工事中ということで、6月10日から全面通行どめということになっておりますが、全体の工事の完了は来年の3月20日の予定という報告でございました。質疑の中では電気工事、トンネルの中の照明でございますが、これがまだ発注されていないということで、このことはどうなるのかというふうな質問がございましたが、今後1カ月か2カ月以内ぐらいで工事の発注をしていきたいと。それと照明は全部LEDで行いたいというような説明がございました。この照明についても、3月20日で終わっていきたいという説明でございました。それとトンネルの高さの制限の関係でございますが、これは現在3メートルという制限になっておりますが、新しくなってもこれと同じ3メートルの制限でという説明でございました。

五明寺トンネルと羽生田浄水場の関係は以上でございますが、その他の中で現在都市計画の見直し作業を行っていて、マスタープランの作成を行っているとございまして、6月の中旬ごろから町民2,000人に対してマスタープランのアンケートをとっていきたいというような報告がございました。

以上が地域整備課でございます。

総務課のほうでは、地域の元気臨時交付金のことと、入札制度ということで調査を行いました。地域の元気臨時交付金については、今回の補正の中にも盛り込まれておりますし、交付額としては1億3,300万円程度ということで、社文委員会のほうでも説明あったと思いますので、特に細かいことは申し上げませんが、総額では1億3,300万円ほどの交付金があったということでございます。

それと入札制度の関係につきましては、入札の不調が続いているということで、改めて入札制度について勉強というか確認をしたということでございまして、財務規則にのっとって入札は行われているということで、工事関係については130万円以上は入札を行うということでございまして、その関係で建設工事の請負約款基準、これは前払い金とか部分払いの関係の約款でございますが、そういった説明。あと入札参加資格規定ということで、これは資格審査を行って入札に参加できる業者を決めていくということでございまして、そういった工種の種別ごとに格付けが行われているということで、そういった説明もいただきました。

それと建設工事等の指名委員会の規程、これも入札に関係しておりますので、これらは1件1,000万円以上の工事については、指名委員会で指名業者を決定していくというような規程でございまして、そういった規程なり規則を改めて勉強したとか確認をしたということでございます。

それで質疑の中では、部分払いの率、金額が市町村ごとに差異があるというようなことで、これは統一というか、よそと同じにできないのかという質問であったかと思いますが、あくまでもそれは各市町村の判断というような答弁でございました。

それと工事費の中で2次製品、これ既製品ということだろうと思いますが、そういったものの占める割合が高い場合の工事の前金払いはどうなるのかといったような質疑もございましたが、あくまでも工事費全体で見えていくというような答弁でございました。

それと1円入札とか、落札率が100%とかというような質疑もございましたが、入札の不調というものも含まれておりますが、総じて言えばあくまでも特に問題があったわけではなくて、結果であるというような説明であったと思います。

それと、電子入札や総合評価制度の導入というふうな質問もございましたが、現在の方式で不都合はないということで、当面は現在の方法でやっていきたいというような説明でございました。

それと地域貢献度というのはどのようになるのかということでございましたが、結果的には総合的に判断をしていくというような答弁でございました。

以上、簡単でございますが、総務産経常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。熊倉委員長、ご苦労さまでございました。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 皆川忠志君登壇）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 改めて皆さんおはようございます。社会文教常任委員会の所管事務調査の報告を行います。初めて報告しますので、長くなるか短くなるかちょっとわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

調査は、平成25年の6月の4日、火曜日になりますけれども、午前9時からございました。委員全員が出席していただきました。今回は、委員会のメンバーが大幅にかわつたということもございまして、庁内の保健福祉課の所管の施設、それから教育委員会の所管の施設、合計12カ所を視察いたしました。

少し内容をちょっとお話しさせていただきます。まず、保健福祉課の所管の施設の関係ですけれども、グループホームひだまりの家をまず最初に視察をしました。まだオープンして間もないということもございまして、私を含めて初めての委員が多かつたというふうに思ひています。今のところ定員18名のところ、入居者今1名ということで、まだもう二、三来ているという話がございましたけれども、これからはないかなというふうに思ひます。

次に、特別養護老人ホームのあじさいの里を視察いたしました。ここでは特に施設の狭隘、この関係で増築に対して説明がございました。委員会のほうにも協力依頼のような形もございましたし、今後いゝろんなアプローチで協力していきたいというふうに考へています。

次に、教育委員会所管の施設の関係では、竹の友幼稚園、ここで視察した際に増築工事が行われておりました。説明を受けたところです。工期は5月10日から11月5日までの180日間ということで、まだ大分先がありますので、もう一回ぐらい視察したいなというふうに私個人的ですけれども、考へています。一方、懸念材料がございまして、ゼロ歳児、現在在園児は8名なのですけれども、定員が18名ということですので、実はご承知のとおり横浜市が待機児童ゼロということで宣言しました。これを受けて国もそうですけれども、幼稚園、保育所の増設が相次いでいるという中で、保育士の争奪戦がここまて来ているということで、保育士の確保がこれから重要な課題になってくるのではないかなというふうなお話がありました。

それから、田上中学校に伺つたときに、他校に比べて不登校・不適應の生徒が多いということで、具体的には15名から13名ぐらいの生徒がいるというふうなお話がありました。理由はいじめではないということでございますけれども、中学校の教職員の方々が意識合わせを行つて、改善してきていますというふうな状況の説明をいただきました。

12カ所視察したわけですけれども、まだまだ細かいところ言えば非常に課題が多いかなというふうに思ひておりますので、委員会の中でも議論を深めていきたいというふうに思ひています。

その後、保健福祉課のほうから風疹の現状と、新潟県の風疹予防接種緊急対策補助金の関係で説明を受けました。皆さんご承知のとおり、首都圏、それから大阪等を中心に風疹が今流行していると。新潟県もだんだん多くなってきたようでございます。これご承知のとおり、妊婦さんが先天性風疹症候群、すなわち目とか聴力に障害のある子供が生まれる可能性があるということで、今社会的な課題になっているわけですが、新潟県も緊急対策として予防接種を促進するために補助金を出すということにしたわけです。保健福祉課のほうから県が対策を打つということでこれの説明ございまして、町の考え方も説明いただきました。大体費用というのは、風疹の単独ワクチンというのは大体7,900円程度、それから麻疹、いわゆるはしかです。はしかと風疹の混合ワクチンが大体1万円前後ということになっているようでございます。県は町が助成する2分の1を補助するという話がありました。今私が説明している前に、町長のほうから先ほど風疹は全額助成するという話があったので、私が今報告している内容が何かむなしい感じもするわけですが、ただ、やはり委員の方々は町民の方々に3分の1を自前といいますか、3分の1を受益者負担という観点から出してほしいというような説明がありました。委員のほうからも質疑の中で、大体どれぐらいの数の方がいるのかということと、それから少子高齢化という観点から、全額負担なしにしたらどうだという強い意見がございました。町のほうは対象人員は把握していないというような話ございましたけれども、負担につきましては、検討しますということでお話がありました。今日の町長の挨拶の言葉になったのではないかというふうに思っています。本当に少子高齢化の意味からいくと、非常にいい施策ではないかなというふうに思っています。

それから、先ほど総務産経委員会のほうから報告ございましたけれども、委員会の中では地域の元気臨時交付金の資金の関係で社会文教委員会にも報告ございましたので、ご報告申し上げます。

それから、最後になりましたけれども、視察に当たりまして、ご協力いただいた各施設の皆様に感謝申し上げます。報告を終わりたいと思います。

以上です。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。皆川委員長、ご苦労さまでした。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議第1号 田上町本田上工業団地工場設置促進条例の一部改正について
議第2号 記号式投票に関する条例の廃止について

議長（渡邊正策君） 日程第4、議第1号及び議第2号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議第1号 田上町本田上工業団地工場設置促進条例の一部改正につきましては、平成24年度に造成工事が完了いたしました本田上工業団地の販売を促進するための一部改正でございます。具体的には、雇用奨励金に係る改正でありまして、現在では県内他市町村と比べて低い水準にある優遇措置を

拡充したいので、一部改正をお願いするものであります。

次に、議第2号 記号式投票に関する条例の廃止につきましては、現在町長選挙で実施しております記号式投票について、他の選挙と同様に自書式投票とするため、本条例を廃止するものであります。

以上、2議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第5 議第3号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について
議第4号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
議第5号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について
議第6号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
議第7号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について

議長（渡邊正策君） 日程第5、議第3号から議第7号までの5案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました5議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議第3号、平成25年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,840万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,159万4,000円としたものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では国庫支出金におきまして、国の平成24年度補正予算成立に伴い、社会資本整備総合交付金の減額、同じく国の補正予算に伴う追加公共事業に係る地方負担額を対象として交付される地域の元気交付金を追加するものであります。県支出金におきましては、風疹予防接種緊急対策事業補助金の追加、繰入金におきましては、人事異動に伴う水道事業会計からの繰入金を減額するものであります。諸収入においては、地区公民館整備のための自治総合センターからのコミュニティ事業助成金の増額、町債におきましては地域の元気臨時交付金を財源として事業を実施することから、民生債及び土木債の減額をお願いするものであります。

一方、歳出ではほとんどの課に関連しまして、4月の定期人事異動に伴う人件費の増減整理と、地域の元気臨時交付金の交付限度額の提示があったことによる予算の組み替えと事業費の追加をお願いする

ものであります。

なお、人件費以外の内容といたしましては、総務費におきましては、元気臨時交付金を活用して庁舎空調設備改修工事に係る関連経費の追加、羽生田地区公民館でのエアコン整備のためのコミュニティ助成事業助成金の追加。民生費におきましては、元気臨時交付金を財源とする幼児園増築関連経費の組み替え。衛生費におきましては、風疹が大流行していることから、緊急対策として臨時的制度が設けられたことに伴う関連経費を追加しております。農林水産業費におきましては、集落排水処理場のポンプ修繕に伴う集落排水事業特別会計繰出金の増額。商工費におきましては、地域臨時交付金を活用してYOU遊ランドの屋外トイレの改修工事の追加。土木費におきましては、元気臨時交付金を活用して青海6号線改良の工事の追加、あわせて側溝改良工事の予算の組み替え、平成24年度の3月議会で補正し、繰り越し事業とした関連による酒田・湯川3号線など関連経費の減額、平成24年度に借り入れた起債の償還額の確定に伴う下水道事業特別会計繰出金を減額をしております。教育費におきましては、元気臨時交付金を活用して、学校環境改善事業の組み替え及び増額と、町民体育館脇駐車場改良工事の組み替え、また羽生田野球場のバックスクリーン改修工事の追加をそれぞれお願いするものであります。

次に、議第4号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ103万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億3,356万4,000円とするもので、その内容につきましては、公債費において平成24年度に借入れを行った平準化債の利率が確定したことに伴い、減額をお願いするものであります。

次に、議第5号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ321万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,901万3,000円とするもので、その内容につきましては管渠維持費において後藤及び川前地内の中継ポンプ場ポンプ3台が老朽化により能力が低下しているため、その修繕に要する経費をお願いするものであります。

次に、議第6号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ578万5,000円を追加し、歳入歳出の予算額を歳入歳出それぞれ11億7,978万5,000円といたすものであります。その内容といたしましては、歳出におきましては前年度の介護給付費等の確定により支払基金からの交付金に償還が生じたので、その追加をお願いするものであります。

次に、議第7号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定につきましては、当初予算第3条に定めた収益的収入の水道事業収益予定額を12万円減額し、2億5,265万1,000円とする補正。収益的支出の水道事業費の予定額を767万6,000円を減額して、2億3,835万8,000円の予定額とする補正。及び当初予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を509万円減額し、1,569万7,000円とするものであります。その主な内容は、4月の人事異動に伴う人件費及び手当、共済費、一般会計支出金の減額をお願いするものであります。

以上の5議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの5案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 議第3号、平成25年度一般会計補正予算の10款教育費、羽生田野球場バックスクリーン改修工事のところに関連してちょっと質問させていただきます。

今回は、元氣臨時交付金の事業として、幼稚園の改修だとか学校のトイレの改修だとか道路だとか、さまざまなふうに活用されているというのは非常に理解ができるし、ここに充てたのだなというのはわかりました。ただ、この羽生田野球場のバックスクリーンについて、これ全然、そんな老朽化していると変えなければならぬとか聞いたことがないような事業が、ここでぽっと出てきたようにしか、ちょっとそういうふうを受け取っております。そこで今回の元氣臨時交付金を受けて、どの事業をあてがうかに関して、どのようなプロセスで事業採択を行ったのか。また、それから言い方をかえると、そんなに重要な工事だったら、25年度の当初予算に盛り込んでやればよいような事業だったのではないかというふうにも考えられます。ですから、例えばこれは今回は、25年はなかったけれども、26年でやる予定だったような事業だったというようなことなのか、そこら辺の決定プロセスとその事業の必要性についてお聞かせいただければと思います。

町長（佐藤邦義君） バックスクリーンの改修につきましては、細かい件については総務課長から答弁させていただきます。

総務課長（今井 薫君） それでは、私のほうからバックスクリーンの経過についてご説明を申し上げます。

25年度の当初予算要望の関係で、教育委員会事業課のほうからは上がっておりますが、まだ使えるという話で現場を見に行きましたし、確かに傷んではおりますけれども、もう一年我慢していただきたいということで、当初予算からは削っております。それで今回、臨時交付金というふうな形で国のほうからいただきましたものですから、それをあてがってといたしますか、つけさせていただくという部分と、それから私も前々からお話ししてあるとおりに、起債事業でないこの臨時交付金使えないものですから、これ県のほうとも確認いたしまして、起債事業に該当しますよという部分でご返答いただきましたので、このバックスクリーン工事を今回臨時交付金に充ててやるというふうな形で補正を上げたものでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

11番（池井 豊君） もう一点だけちょっと確認させていただきます。

必要性は理解しました、25年度上がっていたというので。ただ、25年度予算でほかにもいろいろいっぱい上がっていて、今年は我慢だみたいな形で先送りになった事業はあると思うのです。起債事業になるかどうかという話は別として、ほかの先送りになった事業の中でこれが選ばれたというのは、起債事業に該当するのはこれだけだったということなのか、なぜこれが優先的に選ばれたのか、そこら辺だけちょっとお聞かせいただければと思います。

総務課長（今井 薫君） ほかに、今ほど町長のほうからお話がありましたけれども、一つの例を挙げますと、学校の環境改善事業の部分で確かに今回組み替えてもおります。当初予算のときに一部査定のときにそこまでなくてもいいだろうという部分で、当初の予算査定、町長査定でも話をさせていただきましたけれども、例えば学校の扇風機の関係、今回組み替えられておりますけれども、それも今回補正をつけさせていただいております。当初は2階と3階だけ扇風機といいますか、それ天井につけるといいう話でしたけれども、1階部分も足しております。それから、トイレの話出しますと、女性のトイレに

なりますけれども、洋式化ということで、中学校の部分は今回見送るという部分で当初予算上げておりましたけれども、それにつきましても今回組み替えとあわせて一部補正をさせていただいて、中学校の女子トイレも洋式化をするという部分で補正をお願いしている部分もございます。それから、今回、特に地域整備課の部分で、道路の要請が結構当初予算あったわけでございますけれども、その部分よりもこちらのバックスクリーンのほうが優先するというので、町長査定までいきましたので、その中で結論を出したバックスクリーンを今回やるという補正でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊正策君） ほかにございますか。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましては、会期日程に基づき、最終日の本会議に報告できますようお取り進めをお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時47分 休憩

午前10時00分 再開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 一般質問

議長（渡邊正策君） 日程第6、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、9番、川口議員の発言を許します。

（9番 川口與志郎君登壇）

9番（川口與志郎君） 1番バッターであります。一般質問をさせていただきます。今回は3点で質問いたします。

1点目、加茂病院の全面改築と町民の願いについて質問いたします。町民は、加茂病院に何を望んでいると町長は考えていますか。また、町長は加茂病院の問題をどう捉えているのか伺います。

加茂病院問題に入る前に、医療についての切実な町民の願いの一つに救急医療のことがあります。町長はこのことをどう考えていますか。家族の一人が倒れ、危ない症状になり、自分では手に負えないときに救急車を呼びます。救急車は比較的早く到着しますが、救急車が家の前でとまったまま、なかなか動かないということがあります。脳梗塞とか心筋梗塞の症状の場合など、家族の気持ちを推察しますと、大変な焦燥感に駆られているものと思います。やっと動き出しても新潟市、長岡市などに搬送する場合は、病院に着くまでかなりの時間を要します。これでは助かる命も救えないという場合や重い後遺症を残してしまうことがあります。これが田上の現実です。

なぜこのようなことになっているのでしょうか。それは皆さんご承知のとおりです。県央地区に救命救急センターがないからです。そして地理的条件もよくありません。搬送先が決まらなければ動けないのです。ほかの地域では患者を乗せてすぐ動き出し、動きながら搬送先を探すことができます。田上は新潟方面なのか、長岡方面なのか決まらないうちは動けません。反対方向に動いてしまうと引き返さなければなりません。県央地区に救命救急センターがあると、救急車は患者を乗せてすぐに出発できます。救命救急センターの設置が急務です。

設置場所は、三条市か燕市になりますが、この県当局の決定は地理上の関係、人口の比率の関係から考えて当然の決定であると思います。その決定は受け入れざるを得ないのではないのでしょうか。本当は加茂市に設置されると一番近くでいいのですが、それにも問題があります。いずれにしても、田上の救急搬送はかなり改善します。町長は、県央地域の救命救急センターと基幹病院の設置の最近の動きをどのように見えていますか。また、その動きに町としてどのように対応していくのか、今はまだ進行中ですから、不明なことが多いと思いますが、わかる範囲で結構ですので、お答えください。具体的な検討は県央基幹病院基本構想策定委員会で行うことになっています。設置時期、運営主体、再編・統合後の医療環境等々不確定なところが多いのが現状だと思います。

加茂病院問題に移ります。町長は、加茂病院の現状と役割についてどのように認識していますか。新聞報道によりますと、新潟県は先日、5月16日に第1回加茂病院全面改築検討委員会を開催しました。この検討委員会では加茂市、田上町の病院の医療の現状、そして加茂病院の現状と課題について意見交換がされています。そして加茂病院全面改築の基本的な考え方として3点が確認されています。1、現地で建て替えをする。2、入院施設を持つ病院として今の機能を維持する、つまり2次医療機能の維持。3、国の医療改革に沿った未来志向の地域病院を目指すとしています。また、救命救急基幹病院の後方支援病院として、基幹病院との連携が必要という意見があったとのこと。この検討委員会には地元から加茂医師会会長の五十嵐隆夫氏が出席しています。現地建て替えとなったのは、早く建て替えを実現するためということですが、早急な建て替えは町民の望むところです。いつ完成するのか気になります。また、2次医療の機能維持がされることは、加茂、田上地域で入院可能な病院は加茂病院しかなく、ひとり暮らしの高齢者など交通手段を持たない人にとっては切実な課題です。

未来志向については、現状をどう超えるかにあります。具体的には診療科目の充実や常勤医師の確保・拡充、施設設備の完備などです。そして耐震化され、災害時緊急拠点病院になることです。今9名の常勤医ですが、かなり不足しています。診療科目が増えますと、病院の利用者の増加は必然です。高齢者の利用が目立つ今の状況ですが、高齢者はもちろん、若い人の利用の増加が見込まれることとなります。施設設備については、最近MRIが導入されましたが、これを機にさらなる拡充が期待されます。

基幹病院との連携では、後方支援病院としての加茂病院という位置づけになります。基幹病院は救急期2週間ほどの入院のみで、さらに入院の必要な人、つまり回復期の人はその患者を後方支援病院が受け入れることとなります。県の説明ではベッド数は現在の180床は必要ということですが、そのうち30床は療養型となっています。今後地域の高齢化に伴い、療養型病床の必要性が増すことが考えられます。そして回復期、リハビリテーション病棟の設置が必要になります。町民の多くの人が終末期医療を加茂病院で迎えていると言われていますが、そのことでも加茂病院は重要な役割を持っています。

以上、入手した資料を参考にまとめてみましたが、こういう認識でよいのでしょうか。全面改築検討委員会の1回目の会合についての町長の見解を求めます。

5月31日、三條新聞は県立病院、平成24年度企業会計決算概要を取り上げています。その見出しには、「県内16県立病院の3年連続黒字に」。黒字は新潟がんセンターが14.5億円、新潟中央病院が6.6億円、そして相変わらず赤字は吉田病院の6.3億円、加茂病院の4.6億円とあります。加茂病院は相変わらずの赤字なのです。毎年赤字です。そして吉田病院、加茂病院は依然として県立病院の赤字の双璧をなし、比較的小規模な地域医療を担う病院として厳しい状況にあると書かれています。小規模な地域医療を担う県立病院では休診が広がり、医療が後退しているのです。その原因は、救命救急センターへの患者の集中、そして医師の過重労働による勤務医不足などが原因です。特に勤務医が不足している、なかなか加茂病院に来てくれない、これが大きな原因であります。

加茂病院の場合も数年前には常勤医師が大幅に減り、平成10年に17人いた常勤医が、平成20年には10年間の間に5人になった。産科は休止、2階病棟も休止という憂き目に遭いました。今は病院閉鎖は解除され、医師は常勤医9人にまで回復しています。

平成20年7月に県病院局長、江口氏、当時だと思えます。小池市長に次のような約束をしています。小池市長にどういう経過があって約束したのかちょっとわかりません。とにかく約束したときの資料があります。5年ほど前のことです。加茂病院の医師の充足につきましては、下記により最大限の努力をしてみたいと考えておりますと前置きにありまして、1、平成21年度の初めまでに医師を5人から10人に増やすことを目標とする。9人になりましたので、大分近づいています。平成22年度初めまでに医師を13人に増やすことを目標とする。3、その後は医師を17人に増やすことを目標とする。これは残念ながら約束が達成されておられません。4、現在休止中の病床を21年初めまでに再開する、これは実現しています。5、産婦人科、小児科、脳神経外科、眼科、泌尿器科及び耳鼻咽喉科に常勤医師を配置するよう、最大限の努力をするという約束でした。今現在約束が守られていない部分もありますが、よい方向に進んできています。江口局長の約束の最大限の努力目標が現実のものとなるように期待したいと思えます。そして全面改築の方針が確定しました。厳しい状況の中でこのような前進をしたことは、町民にとって大変喜ばしいことだと思えます。町長はこの前進をどう評価していますか、伺います。

加茂病院と吉田病院の状況はよく似ています。ともに小規模な地域医療を担う県立病院であり、医師不足や休診などで困難を抱え、企業会計は連続して赤字になっています。そして建物の老朽化も進んでおります。このような状況下で加茂病院は前進していますが、吉田病院は全面改築などの動きはありません。なぜそうなったのか、分析してみることは意味のあることだと思えます。今から10年以上前の1998年、県立病院病床削減の県の方針の発表がありました。以来加茂病院の縮小に反対し、充実を求める会、県立加茂病院患者と家族の会、加茂、田上地域の医療を発展させる会など、住民とともに医療を守る運動が継続的に進められました。佐藤町長、金谷県議、小池市長、そして加茂医師会もその運動の先頭に立ち、全面的な協力のもと、粘り強く運動が展開されました。そして14年にわたる活動によって、加茂病院の廃止や縮小は考えていないという知事発言を引き出しました。また、知事の加茂病院の全面改築の方針を明確にさせる力になりました。吉田病院との違いは、地域医療を守る運動があるかないかの違いだと思えます。一部の人の運動だと思われる方もおられるかもしれませんが、首長、医師会など

の全面協力のもとで、やはり大きな成果を上げているということ、ここで確認したいと思います。この運動はこれで終わりではありません。これからが正念場になります。町民のために佐藤町長、今まで以上にご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。加茂病院をよりよい病院にするため、町民の願いを実現するためにご奮闘をお願いしたいと思います。その点いかがでしょう。

6月1日、田上を会場に加茂病院の全面改築に関して県による地元説明会がありました。その内容はどのようなものでしたか、伺います。以上、1点目の質問です。

2点目に移ります。体罰問題の質問です。4月19日、県立学校長会議が開催され、各学校はいろいろな問題点での積極的な取り組みが求められました。体罰については、未然防止に向けた教員の資質の向上、体罰根絶に向けた指導体制の点検、そのことでの迅速な対応などが話し合われたとのことでありま。私立高校の県による実態調査も新聞で発表されています。やはり思わしくない結果でした。私はそうでないかと思っていましたが、表に出た数字はともかくとして、私立高校の体罰も根が深い、こういうふうに思っています。また、県による各自治体の教育長会議が行われたとの報道もありました。教育長に伺いますが、教育長会議ではどのようなことが話し合われましたか。

田上中学校では体罰に関して生徒・保護者の聞き取り調査が2カ月ほど前に行われました。結果はどうでしたでしょうか。調査用紙を拝見させていただきましたが、よほどのことがない限り、その実態は表面化しないのではないかと思います。結果はともかくとして、未然防止という点で調査をすること自体に意味があったと思います。いかがですか、伺います。

3点目です。住宅リフォーム助成制度について質問いたします。このことは昨年12月議会の一般質問で取り上げさせていただきました。町長の前向きな回答があり、3月の予算議会に実施のための予算が計上されると期待しておりました。期待に反して3月議会では予算化の方針が示されませんでした。その理由を伺います。そして今後この件での予算化をどうするのか伺います。

この制度の実現は今が好機です。消費税の値上げ、来年の4月からということですが、その値上げに反対ですが、多くの人は消費税の値上がりを予想しています。来年4月の値上げ前が今の住宅リフォームのチャンスです。早急に実現していただきたいと思います。町民の住宅リフォームへの要望は強いものがあります。築30年とか40年たった家がたくさんあります。あちこち傷んできています。消費税値上がり前の要望が特に強いと思います。経済効果が大いことは他の市町村の経験から実証されています。田上商工会もこの実現を強く望んでいます。先日関係者の人と話をしました。早くやってほしいという要望が商工会の役員の方から出されていました。町の活性化にももちろんつながります。住宅リフォーム助成制度の早急な実現を要望します。いかがでしょうか。

以上、第1回目の質問といたします。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの川口議員のご質問にお答えいたしますが、最初に加茂病院の全面改築と町民の願いの実現について関連したご質問であります。町民の多くは早急に全面改築し、全ての診療科の医師を確保し、親切な看護師の確保ができて、そして安心して入院できる加茂病院になることを期待していると私は思っております。加茂市や田上町にとっては入院可能な唯一の病院でありますので、泉田知事の今回の決断は大いに評価したいと思っております。

なお、加茂病院全面改築検討委員会の第1回の会合については、出席をしていませんので、詳細についてはわかりません。また、県央地域の救命救急センターと基幹病院の最近の動きについては、先日地域住民説明会が開催されましたが、議員ご承知と思いますが、これは第11回目の知事・市町村・医療関係者合同会議で、救命救急センターを併設した県央基幹病院の整備に向けて、燕労災病院と厚生連の三条総合病院を統合再編することで、そして県央基幹病院の整備・運営形態は、公設民営とすることが合同会議の結論としてまとめられました。これを受けて県が救命救急センターの設置と、県央基幹病院の整備に取り組んでいるようであります。県からはその後の経過については市町村に対しましては、一般に報道されているもの以上には具体的な報告はありません。

次に、加茂病院の現状と役割についてどのように認識しているかという質問であります。先ほど述べましたように、加茂市や田上町の住民にとっては唯一の入院できる病院でありまして、救急患者の対応も素早くできることが必要であると思っております。病院は40年を経過していますので、一刻も早く改築が必要であることは、誰もが認めることであると思っております。私も通院していましたので、医師不足あるいは看護師不足、そして検査技師の不足があって、また備品の古さといいたいでしょうか、検査結果のスピードが他の病院に比較しまして非常に遅いというようなことで、残念ながら十分ではないと、こう思っております。加茂病院の全面改築検討委員会の1回目の会合については、これまでの経過と今後のスケジュールの説明であったと報道されています。

次に、地域の医療を守る運動についてであります。議員ご指摘のように、加茂市が中心となって開催しました加茂病院の縮小に反対し、充実を求める大会以後、2つの会が続けてきた運動が大いに成果があったと、こういうふうにも思っております。6月1日に開催されました県央基幹病院に関する住民説明会については、残念ながら出席できませんでしたが、新聞報道によりますと、これまでの合同会議の報告と、県央医療圏の現状と課題、そして県央基幹病院基本構想の策定についての内容であり、田上会場で行われた地元説明会では、加茂病院の改築についての質問が多くあったと聞いております。

次に、住宅リフォーム助成制度の実施についての質問であります。昨年12月にも同様のご質問をいただいております。その後3月の予算審査特別委員会においても、担当課長がお答えしているところであります。事業の内容については、市町村独自で生活環境向上及び生活活性化を図る目的のため、町内業者を利用して住宅リフォームを行う人に、その改修の一部を補助するという制度であります。県内では30市町村のうち23市町村で実施しておりまして、そのうち新潟市を除く市町村が国の社会資本整備交付金を活用いたしまして事業実施中でありまして、補助対象者あるいは対象住宅、施工者等の条件、改修工事の内容を定めて補助対象金額を算定し、実施しているのが現状であります。国の交付の要望が前年の10月に要望しまして、予算に応じて翌年度交付決定されることから、平成25年度に交付金の要望を行って、平成26年度には事業を実施をしたいと考えているところであります。

以上であります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) 川口議員のご質問にお答えをいたします。体罰についてのご質問であります。前回同様に、包括的に答えさせていただきます。

初めに、教育長会議の内容についてのお尋ねであります。去る4月16日火曜日、午後から県庁西回

廊講堂において、全県教育長会議が開催されました。例年県教育長より新潟県教育委員会の重点方針が説明されます。今年は冒頭から体罰の問題について言及されました。体罰防止について、体罰は学校教育法第11条で禁止されている行為であるにもかかわらず、根絶に至っていないこと。県教育委員会として体罰禁止の通知をしたほか、改めて指導の徹底を通知したこと。また、学校現場における体罰の実態を把握するため、教職員だけではなく、児童・生徒及びその保護者に対してアンケート調査を実施し、現在集計作業を行っていること。市町村教育委員会においては、体罰の根絶に向けて早急に体制の整備を図るとともに、さらなる指導の徹底が求められました。

次に、田上中学校での調査の結果についてのお尋ねであります。体罰はありませんでした。体罰の根絶は喫緊の最重要課題であることから、4月11日の県校長会で体罰の禁止及び児童・生徒理解に基づく指導の徹底、そして5月2日の県校長会、6月4日の県校長会、6月11日の中越教育事務所所管管理主事訪問で、田上中学校が訪問校でありました。そこでも管理主事から、全教職員を前に直接体罰等の根絶の指導がなされました。このように機会あるごとに体罰根絶、非行為の根絶について指導を重ねております。ご指摘のとおり、全国的にも体罰調査が実施され、大きな反響があることが抑止力の一つになると考えております。今後とも根絶に向け、教員の指導力の向上や、意識改革を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

9番（川口與志郎君） 2回目の質問をいたします。

加茂病院問題であります。最大のポイントは医師の確保にあると思います。先日患者と家族の会の会報が皆さんのお手元に届いたと思いますが、あそこで加茂病院の副院長の方が、実は若い人が加茂病院に行きたがらない。それは無理からぬことだと。しっかり若いうちにいろんな診療科目にかかわって勉強して、総合的な知識を持たなければいけないのだけれども、加茂病院ではそれがかなり問題があつてできない、だから敬遠されるというふうに副院長の方は答えておられました。ただ、これは町長に質問することではないのですが、県の責任であります。国の問題と言ってもいいかもしれません。県は特別の奨学制度をつくったり、いろんな形で医師の確保、新潟県おこなっていますから、医師の確保について努力をしています。ただ、この問題を解決しないことには、加茂病院、全面改築が進んだということはすばらしいことなのですが、それは医師の確保に一つの条件にはなると思いますけれども、これだけでは、全面改築だけでは医師の確保は難しいと思います。これは田上町長の問題ではないというのは重々承知ですが、さらにやっぱり県に本気で、かなり本気になってやっていると思いますが、さらに本気になるようにアプローチをしていただきたいというふうに思います。それなくして加茂病院の再生はありません。その点いかがでしょうか。といっても町長にそういうのは酷な要望かもしれませんが、それを何とか。

小池加茂市長は、先ほども町長の話にありましたように、加茂県立病院を縮小するという方針を出したときに、10年ほど前ですが、大集会を持ちました。加茂地区区長会、それから関係の議員、住民運動の人たち、加茂市全体の力を挙げて、一部住民運動ではなくて、加茂市全体と言っていると思いますが、そういう大集会を開きました。そういうことがその後も、先ほど申し上げましたように、いろんなことが行われているわけですが、その点で特に町長にお願いですが、本当によくやってきておられると、今

まで、そういう点で町長も頑張っておられたと思いますが、さらに踏み込んで、いいチャンスですので、この全面改築というそういうときに、改築を早急を実現するということもありますし、だけれども、内容、医師の確保、それがポイントになりますので、その辺で何か佐藤町長としてやることができましたら、ぜひお聞かせいただきたい。また、それをお願いしたいというふうに思います。1つ目。

それから、2つ目、体罰問題ですが、今お話を聞きまして、非常に熱心に取り組んでおられるということがわかりました。田上中学校では実態調査もしたということでありまして、前向きに、積極的に受けとめていただいています。ただ、校長の意識だけが変わってもだめなのです。教職員、教職員の意識が変わる必要があります。これはなかなか難問です。12月の定例会でも申し上げましたが、なかなか難しい、根が深い問題です。1回ぐらいの会議で、はい、わかりましたということで根絶されるような手合いの問題ではありません。教員の資質の問題、それから認識の問題ですので、その資質や認識をどう変えていくかというのは、1回の会議ぐらい、あるいは全体的な動きありますけれども、それだけではなかなか根絶しないという、そういう問題だと思います。今までその点で県教委や学校長は手抜きしたわけではないのです。だけれども、直せなかった。今も依然としてそれが起こっている。田上町は比較的少ないと思いますが、教育長は自分の在任中には田上の町の中で体罰はなかったと、この間12月の議会での答弁がありましたが、実はそれ以前にあったというふうに聞いています。表面化した問題があったと、田上町にも。表面化したということは大変なことなのでありまして、なかなかしないのです。これ。

今回の田上町の調査、田上中学校の調査でも記名、保護者、自分の名前を書く、生徒名も書く。具体的に体罰の状況について説明をする。これはそうしたら教師ににらまれますよ。名前を書いてやるわけですから。教師というのは小さいですけども、権力持っていますから、にらまれたらこわいですから、なかなか本当のこと言いません。教育長は今田上中学校ではそういう事案はなかったというお話でしたが、それはそれでやったこと自体、未然防止という点では非常に大事な抑止力になっていると思います。教職員への圧力になっているというふうに思いますが、もうちょっと踏み込んでやっていただきたいと思うのですが、いかがでありましょうか、2点目。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの川口議員の質問にお答えします。

最初の加茂病院改築問題にかかわりまして、医師の確保についてであります。実は先週患者の会という会の会報が回ってきました。「日々草」という会報なのですが、そこに、間違ったら訂正しますが、杉山副院長だったと思いますが、副院長の杉山先生の書かれた1ページ半にかかって、大変詳しく、実はあの文章を読んで、加茂病院の内実を初めてよくわかりました。いろんな問題点があるということがよくわかりましたので、医師の立場から詳しく説明してありますので、あの文章を読んでから、実は私はとっさにこれは産婦人科の医師、産婦人科の病棟の開始を早急にしなければいけないというのが、一番最初に頭に浮かびまして、単独でも知事に直接言わなければいけないと、こう思っておりました。しかしながら、先ほどの説明ありましたように、既に改築の検討委員会が医師を中心にして、県が一緒になってやっておりますので、そのところにも伝えようと思っておりますが、大変いい会報でありましたので、もし皆さん、まだ目を通していなかったら見られますと、本当の加茂病院の内実は、こういう問題が本当にあるのだということがよくわかります。参考になりましたので、会長であります杉田さ

んにお会いしましたので、大変いい会報だったというお話をしておきましたので、やはりこの地域では少子高齢化ということもございますので、やはりきれいな病院で、産婦人科を開くことがどうしてもやっぱり必要、喫緊の課題だなということが感想でございますが。いずれにいたしましても、せっかくできた委員会でございますので、そこを通しても要望しますし、知事に会う機会が近々またあると思いますので、要望していきたくと、こう思っております。

医師を確保するのは大変難しいというのは、そこにも書かれておりますが、私どもができる範囲のことはやらなければいけないと、こう思っております。

教育長（丸山 敬君） それでは、お答えをいたします。

教職員の意識改革が大変重要である、それは論を待たないと思います。ただ、先日NHKで「クローズアップ現代」、6月13日だったと思うのですが、夜の7時半から国谷キャスターのもとで体罰問題が取り上げられました。そのとき話題になりましたのが、多くの全国規模で体育の教師を養成しておられる日体大のことが話題になりました。そこでの内容では、受けている学生自身が6割ぐらいが体罰を容認する、強くなるためには、そういう厳しい、そういう指導もやむを得ないというようなそういう認識があったり、また高等学校、それから大学のほうもそうですが、最近入学試験が多様化しております、高等学校でもスポーツ推薦というような仕組みが導入をされております。もちろん教師が第一義的にその問題を大きく責任を負わなければなりませんけれども、強くしてほしい、何とか実績をつくって、それを次の上級学校に進学するときの糧にしたいという、そういうお気持ちも非常に強い、そういう現実もあります。なぜそういう体罰を容認するような風土があるのかというのは、もちろん教員も大きな責任を負っていますけれども、社会的にそれを容認するような、そういう問題も少なからずあるのではないかと。そういうことが「クローズアップ現代」でも指摘をされました。

桑田選手がいろんなところで、つい先日でも文科省の審議会に呼ばれてお話をされたのが記事になっておりましたけれども、ご自身も過去に体罰の経験があった。なぜ学校教育法第11条で、ただし書きとはいえ、体罰はだめということが盛られている。これは法律で禁止しているからだめという、そういう理解では、私はなかなかこれは根絶できないのではないかと。桑田選手も言っておりますが、体罰には何ら教育的な効果は見出せない、ここがポイントなのだろうと思うのです。体罰は今の日体大の学生さんの例にもあるように、負の連鎖を生んでしまう。ご自身が過去にそういう経験があると、それが何の不思議でもなくなって、自分が指導的な立場になったとき、つい歯どめがきかなくなってしまうようなことがやっぱり起こっているのではないかと、そんなふうに。

今、田上では幼・小・中一貫的な12カ年教育をやっております。今年4月に幼・小の連携で幼稚園の保育士の方々が小学校にお邪魔をして、チームティーチングで勉強する機会がありました。そこで小学校の先生方がこんな感想を漏らしておられました。保育士の先生方は、子供たちに何らの指示的な言葉を与えないのに、子供たちをあんなによく動かしている。あれは我々も学ばなければなりませんねということが、非常に大きく出されました。私はその報告を聞いて、なるほどなど。つい小学校・中学校、上級の学校では子供たちを動かすために指示的なそういう言葉が多用されてしまいます。でも、幼児期の子供たちには保育士の方々そういうことされていないのです。そこにやはり指導力向上のポイントがあるのではないかと。

つい先日も加茂で子育ての講演会があった記事が載っておりました。母親は子供のコーチ役にならないといけないということが、講師の方が話されたと記事に載っておりました。今、世の中でもコーチング力、コーチということが改めて見直されております。私ども含めて、学校の先生方も子供たちのよきコーチ役となるためにどうあらねばならないか、どういう意識を持ってやらなければならないか、そういうことをまさに学ぶ、そういう時期に来ているのではないか。そういうことをいろんな機会を通して私のほうからも先生方に発信していきたいと、かように考えております。

以上でございます。

9番（川口與志郎君） 3回目の質問をさせていただきます。

加茂病院問題は、町民にとっては大変切実な問題であります。特に高齢化が進んでいますので、ここが今よりもさらに前進していくということが、前進の方向が見えていますけれども、本当に内容の伴ったものにしていくということが、町民の切実な願いであるというふうに思います。町長、一層よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、今の体罰の問題での教育長のお答え、全く最もであります。幼稚園ではあるいは保育所では指示をしなくても子供たちが言うことをきく、それが本当の、本来の名コーチとしてのいいやり方だというお話であります。中学校から高校へと進むに従って、非常に指示が多くなるという現状があるというのは間違いありません。指示をしないで子供たちがちゃんとするのを待っているというのは、これは大変なことなのです。それをやるというのは非常に大きな課題であります。そこへ焦点を合わせて教職員の意識をそういう方向で、指示をしないでちゃんと子供たちが言うことをきく、そういう方向が大事だという今のお話、全くもっともであります。よろしくお願ひしたいと思います。

住宅リフォームの問題について最後に質問いたしますが、26年度実施という、今、改めて公式な町長の発言がありました、回答がありました。これはこれで大きな前進だというふうに思います。ですが、本当は実をいいますと、3月議会でやっていただきましたかったのです。26年度ですと、今の大方の予想では1回目の消費税が上げられた段階であります。上げられる前にやっていただければ町民の方あるいは業者の方も非常に大きなメリットがあったので、26年度ではちょっと遅いという感じがします。25年度補正を組むとかそういうことは不可能でありましようか。消費税値上がり大方の予想でそうなっていますが、その前に補正か何かでやっていただけないかどうか、最後に質問して、3点目の質問といたします。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、3番目の住宅リフォームの件でございますが、先ほどお答えいたしましたように、実は住宅リフォームの国への要望というのは10月というふうに決まっております、3月予算でというようなことの今のご指摘でございますが、実際には町民の中にリフォームを希望している方がいるというのは私どもも承知しておりますが、実際に具体的にどのぐらいの方がという、具体的な数は実は残念ながら把握しておりません。そういったこともありまして、今回少しおくれたとえば、消費税の関係でいえばおくれたと思っておりますが、これから正確に商工会とも連携をとりまして、町内にどのぐらいいるのかということ把握をして、それである程度予算づけをしてということで、今年の10月の国への要望で対応していくと、こういうことで考えております。

これ私どもも庁議の中でも再三聞いてみたのですが、はっきりまだどのぐらいの要望があるか、つか

み切れないと、こういうことをごさいますので、ご理解願いたいと思っております。

9番（川口與志郎君） ありがとうございます。よろしく願いたします。

議長（渡邊正策君） 川口議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 池井でございます。一般質問をさせていただきます。今回は大まかに2点、ごみ問題と議会改革についてでございます。

まず、最初にごみ問題についてです。私も5月の担当替えで加茂・田上消防衛生組協議員ということになりまして、その見識を深めるためにもごみ問題考えていかなければならないと思っております。私は今回、消防衛生の議員といいたまいますか、事務組合の中では、消防の問題というよりは、ごみ焼却炉の問題が一番重要な課題になってくるのではないかなと、私個人は思っています。そういう中で、町長は副管理者という立場でもございますけれども、田上町の町長としての見解を求めたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

まず、ごみの分別についてです。これも以前ごみの不法投棄やら何かに関連して、数年前に質問したこともありますけれども、改めて質問させていただきます。今、加茂、田上地域では可燃ごみの詳細な分別はされておりません。ほかの三条や新潟市では5つまたは7つ、8つというふうに詳細なごみの分別を求めている市町村もございます。そういう中、リサイクルの観点、それからごみ減量化の観点からごみの分別は必要だと思っておりますが、町長はごみの分別についてどのように考えているのか、お考えをお示しいただきたいと思っております。

それから、一部の話によりますと、ごみの分別をしないというのは、加茂市長の意向からとも聞いております。加茂市長が住民に負担をかけたくないということで、可燃ごみの分別をしないのだと、逆にある声では加茂・田上の焼却炉は非常に優秀な焼却炉なので、分別しなくてもよく燃えるのだというふうにも言っているというふうにも聞こえてきます。こちら辺の管理者の強い意向により、そのような状況になっているのかということもお聞かせいただければと思っております。

次に、焼却炉についてでございます。清掃センターの焼却炉の調子が悪く、補修工事のために5月始めに焼却に非常に難儀したと、一部ごみの受け付けができなくなったと、持ち込みのごみの受け付けですけれども、というような話も聞いております。ちょっと清掃センターに聞いてみたところ、焼却炉の一つを補修工事、修理していて、一つの焼却炉で燃やしていたため、ゴールデンウィークの中日にごみがどっと出てきて、それを焼却するのに手間取り、夜中の2時まで焼却するのに時間がかかったというような話を聞いております。現実として一つの炉を修理しながら、一つの炉で燃やすみたいな状況になっているわけです。外見から見ると煙突が黄色に塗られて、ひとつちょっとカラフルになったような印

象ありますけれども、田上町長として現在の焼却炉の評価、もうそろそろ寿命に来ている、いや、まだまだいける、本当はもうちょっといいのにしたい等々あると思うのですけれども、現在の焼却炉の評価や望ましい姿、本当はもっといい焼却炉でとか、そういうところをお聞かせいただければと思っております。

次に、ごみの処理の今後についてということです。ビジョンについてと申しましょうか。今までのごみ分別していない、焼却炉の調子が悪いようなことから、田上町長として今後望まれるごみ処理の展望についてお聞かせいただきたいと思います。例えば例を挙げると、現在の焼却炉が寿命に来ているので、新しいものに建て替えたいが、国の施策として小規模な焼却炉に補助金等が出ないので、加茂と田上の一般財源の中から同程度の焼却炉をつくり直すというような意向があるとか、または加茂市と協議の上、ごみを加茂と一緒に処理するということから抜けて、田上分は新潟市または三条とかほかの市町村で焼却するというような方向性を描くとか、今の現状を見て建て替えがならなかった場合、いずれの市町村の焼却炉に組みしてほしいとか、そのような方向性があるのか、町長としてのごみ処理に対する将来ビジョンをお聞かせいただきたいと思います。

冒頭にも申し上げましたけれども、これは管理者としてではなく、田上町町長としての意見をお聞かせいただければと思っております。

次に、議会改革についてです。先日、全国町村議長、副議長研修会に出席して参りました。前段の偉い大学の先生の後のほうは、専ら議会改革についてのパネルディスカッションみたいな形になりました。そこでパネルディスカッションに参加した町は、北海道の鹿追町議会、人口が5,700程度、岩手県の西和賀町、6,600人程度、それから茨城県の大洗町1万8,000人程度、それからもう一つ、ここは参考にならなかったのですが、神戸市のベッドタウンになっている兵庫県の播磨町議会、ここは人口が3万4,000人もいるという加茂市よりも大きな町、ここはちょっと参考にならなかったのですけれども、いずれの議会でも議会改革を進めておりました。議会改革といいますと、一般的に言われるの是一問一答対面方式だとか、または執行の反問権だとか通年議会、それから議会報告会ですとか、さまざまな改革があると思っております。

私の個人的な感想なのですが、研修会の中で議会改革の中で一番やっぱり厳しいのは議会報告会、または住民に対するいろいろな議会の報告、有線放送を使ってだとか、または出張議会報告だとか、インターネットを使ってとかいろいろありましたけれども、はっきり言ってどこの議会も好事例と言いながら、議会報告に関してはうまくいってなかったような感じがしております。それはともかく、そういう中、パネルディスカッションの後に一般のフロアとの質疑応答があったのですけれども、そこである議会の議長が、議会改革というのは一種のブームなのではないかと。ブームに乗ってみんなやったほうがいい、やったほうがいいと言ってやり始めているけれども、実はそんなにうまくいっていないのではないかと、そんなに効果的ではないのではないかという意見があって、意外とその参加者から拍手が起こっているというような現状も見受けられました。

各議会も取り入れて先行していても、うまく機能していないという点も非常に多くあると考えております。議会を進める上で議会改革は議会側が、特に議会運営委員会の中でもんで、これから変えていくべきものだと思いますけれども、一方、この議会を進める上でやりとりする執行部、町長も一問一答

だったら目の前に立たれてやるとか、またいろいろあると思うので、町長の立場、執行の立場から議会改革の私が今回取り上げる3点についてどのように思うのか。これも町長の立場からお聞かせいただければと思います。これは議会運営委員会で決めることなので、私が答えることはありませんと言わずに、答えていただきたいと思います。

まずは、対面の一問一答についてです。対面ではなくても各議席から2回目の質問と同じように町長とやりとりするというのもありなのかもしれませんが、やっぱり真ん中に立って町長と対面をしながら一問一答でやりとりをする。これについて個人的な感想でも結構ですので、一問一答方式は議論が深まるとお思いでしょうか。またはやりやすいとお考えでしょうか、お聞かせいただければと思っています。

次に、反問権についてです。執行側としても議員に対して反問したい場面もあるでしょう。また、そのほうが論点が明確になり、議論が深まるとお思いでしょうか。反問権についてお聞かせいただければと思っています。ここに鹿追町議会の報告の反問権、反論権についてというのがあるので、ちょっと紹介させていただきます。それ質問ではないのですけれども。質疑応答において、議員と町長とは広く町政の話し合いの争点を明確にするため、必要な範囲において反問ができる権利、反問権をルール化しました。さらに、町の重要課題に係ることで理解ができないものや、その根拠が不明確と思われる場合には、一定のルール化で反論できる反論権も規定しました。これらは論点、争点を明確にし、議会と町の総合合意形成を深めるための権利ですというふうに書かれています。今回の事前質問では反問権にしか触れていません。研修の中でも反問権は与えるけれども、反論権は町長には与えてはいませんというような報告もありました。そういう意味で町長、ちょっとここに、事前の質問にはないのですけれども、反問権、反論権、反対の意見を言うというのと、その質問の内容がよくわからないので反問するというのと、この2つあるのですけれども、ここの立場からもちょっとお答えいただければと思いますが、可能であればお聞かせいただきたいと思っています。

3番目です。通年議会についてです。このほうが議会招集等の議会運営、議会对応でやりやすいとお思いでしょうか。私個人的には通年議会でもなく、今の田上町の議会招集のやり方でも何ら不便はなく、皆さん集まってきましたし、問題はないと私は思っています。ただ、通年議会ということで通年議会開催時という中で招集をかけたほうが執行側としてはやりやすい部分があるのか。こちら辺は私もまだまだ勉強不足の部分がありますので、執行側としては通年議会で開催されているという状況をどのように捉えているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

冒頭申し上げましたが、議会改革については議会で考える問題ではございますが、執行側としての考え方をお示しいただければと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの池井議員のご質問にお答えいたしますが、最初にごみの問題についてのご質問ですが、まずごみの分別につきましては、ご承知のように現在町では新聞・古紙及びペットボトルにつきましては分別収集を実施しておりますし、PTAあるいは小学校等の団体に対しまして、資源の再利用という理解を深めていただくことを目的といたしまして、回収に当たり補助を行っている

など、非常に重要なものであると認識はしておりますが、その他への拡大等につきましては、加茂市・田上町消防衛生組合の構成市町村である加茂市との調整等の問題もあり、正直なところ非常に厳しい状況であります。

次に、ごみ焼却炉及びごみの処理につきましては、5月初めに一時的に時間を要しましたが、その要因はバグフィルターの補修工事の実施に当たりまして、当初予定していない箇所での補修が必要となり工事が延びたこと。さらに連休も重なり、通常よりごみの収集量が多かったことが要因でありましたが、現在は特に問題もなく稼働しております。

現在の焼却炉の評価及び今後のごみ処理施設の姿といたしましては、加茂市・田上町消防衛生議会の質問において、管理者である加茂市長が答弁しておりますように、問題は財政問題であります。新しく施設を建設する場合、現在と同程度の施設では補助金を受けることができないということが1点あります。実際には財政的に大きな問題を抱えておるわけでありまして、加茂市、田上町にとっても財政的にはかなり厳しいものがあるとは思っております。基本的な考え方といたしましては、小まめに修繕を行いながら、現在の施設をできるだけ長く使用していきたいと、管理者が答弁しておりますし、私自身も同様な考え方を持っておりますので、いましばらく現状の施設を大切に使用していきたいと考えております。

また、ごみを新潟市また三条市で焼却するということにつきましては、国の法律では市町村はその区域内に一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないように収集をして、これを運搬し及び処分しなければならないと、こういうふうにしておりまして、このことは自分たちのものは自分たちで処理を行うことが基本的な考え方であると思っておりますし、新潟市及び三条市においては同様な考え方から現在の施設が建設されていることからしても、受け入れは非常に難しいのではないかと考えています。

いずれにいたしましても、この件に関しましては、今後加茂市・田上町消防衛生議会で議論される問題であると考えております。

次に、議会改革についてのご質問であります。最初に対面方式一問一答は議論が深まるか否かということですが、深まることは確かだというふうに思っておりますが、今の質問方法は、今行われているこういう形式というのは、質問する議員の方が議員席に向かって質問をしている状況で、傍聴する町民の目線からはわかりにくい議会独特の会議方式であると思っております。そこで対面式一問一答を取り入れた場合は、相手の目を見ながら、相互が冷静に、しかも十分な準備があつての議論になれば私はよい結果が得られるように思っております。しかし、一問一答を行った場合はかなりの時間を要することも考えられますので、時間の制限も必要になってくるのではないかと、こう思っております。最近では燕市が6月議会から従来式の一括質問方式とともに、一問一答方式も取り入れたと新聞報道がありました。全国的には対面方式一問一答を実施している地方議会はそう多くは、少ないというふうに思っております。

次に、反問権についてであります。執行側としては実は反問したいと思うことは多くの場合、田上町ではありません。一般的な話として、反問したい場面は多くあると思っております。しかし、議員一人ひとりの対応には多少問題があるのではないかと思っております。反問されることによりまして、実は筋書きのない議論の展開が生まれまして、議員の方も質問事項を十分制した上での政策論争に臨まな

ければならないということもありますし、しかしながら、幸い田上町議会は会派が構成されておりますので、町発展にとりまして急を要する大切なテーマであれば、それぞれの会派で考え方を統一しての議論であれば、私は成果があるのではないかと、こういうふうに思っております。

最後に、通年議会については県内では柏崎市議会が今年の5月1日から通年会期制を採用したようであります。しかし、通年議会にもメリットとデメリットがありまして、一般的に言われていますメリットとしては、首長の専決処分がなくなること、それから緊急の課題が発生した場合は、議長の権限で速やかに本会議が開催できるなどがありますが、反面デメリットといたしましては、随時本会議の開催が可能のため、議員の地域での活動日数が減少する、あるいは会期が1年のため、議決までの期間が長引く可能性もあることと、一事不再議の原則によりまして、同一の議案は1年に1度しか提案できないということなどがあると思っております。さまざまな問題点がありまして、果たして議会運営がやりやすいか否かはこれからの研究課題としてもう少し調べて、研究課題として受けとめさせていただきます。

以上であります。

11番(池井 豊君) 2回目の質問をさせていただきます。

ごみ問題、町長も副管理者としては深く言えない部分はあると思うのですが、私、今回このテーマを取り上げた理由は、もう限界に来ているのだらうと、もう考えなければならない。なぜかという、どっちか考えなければならないということ。ごみの分別というのは私は皆さんもご存じのとおり、幾つも分別したところで、結局燃やすときに一緒にして燃やしているというような現状があるのですけれども、なぜ分別するかというのは、分別くせをつけることによって、ごみの減量化が図れるという大きなメリットがあるということです。現実に今出ているごみを、そういうふうなゴールデンウイークという特殊な状態でしたけれども、持ち込んで燃やすのに非常に難儀しているという状況が生まれているのだったら、焼却炉を直すか、それともごみを減らすか、2つに1つしかないわけです。

町長は今の答弁の中で、補助金がないので今の施設を補修しながら、だましまし長く使うというふうに言っておりますけれども、これがこのような、今一つの炉を直しながら一つの炉で燃やしているみたいな状況で、何とかしのいでいるのでいいですけれども、これが2つきたなんていったら、本当に大変なことになるわけです。一番いいのは補助金はなくても一般財源で建て直せばいいのですけれども、そうもいかない。そういう中でやることどうするかといったら、ごみ減らすしかないのです。加茂市長が住民に負担かけたくないのも、ごみ分別しなくてもいいなんて言っていますけれども、私だってそうですよ、ごみ分別なんて面倒くさいと思ったりする場面もありますけれども、これは分別というよりも、ごみ減量化、または三条のごみ袋導入なんていうのは有料化なのですけれども、有料化によるごみ減量化、いずれかの方法でごみの減量を図らなければならないと、分別というより減量を図るか、それとも新しい炉をつくるかということまで来ていると思っております。そういう意味でもう決断しなければならない時期に来ているということで、今回私は組合議会の前に町長と意見交換をしておきたいと思っていたところでございます。

ごみ減量化の観点、ごみ減量化を進めるか、または一般財源で新しい炉を立てるかと言われたら、町長はどちらを選択するでしょうか。これは現実的に来ている問題と捉えていただければと思っております。

それから、議会改革についてでございます。当然のお答えだと思っております。町長の考え、大体わかりました。確かに対面のほうが議論深まるとか、相手の目を見てとか、そういうところもわかっていきますので、そこら辺の意見を受けて議会側でも考えていきたいと思っております。

それから、2番目の反問権についてなのですけれども、さっき1回目の質問で追加の質問みたいになってしまって申しわけなかったのですけれども、反問権と反論権があります。これ町長としては反問権だけではなく、反論権も執行側にあるべきだとお考えでしょうか。これちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それから、通年議会についてなのですけれども、さっき町長メリット、デメリット述べていただきましたけれども、これも町長の個人的な考えとしては、今現在これは通年議会のほうが良いと思っているのか、それとも現状のほうが良いと思っているのか、ここの考え方をお示しいただきたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 今ほどのご質問にお答えしますが、ごみ問題につきましては、ご指摘のとおりでございますが、処理場は誰が見ても限界に達しているだろうと言っております。管理者は修理すればいつでも新品だと、こういう説を繰り返しておるわけですが、しかし数年前に、13年度だったかちょっと忘れましたが、やはり新しい処理場にしようかという考え方もあったわけですが、いかんせん、今日お話ししましたように財政的な問題がありまして、あの当時は13億円というふうなこともありまして、その後少し安くなって8億円ぐらいではないかと、こういうような話もありましたが、今の加茂市、田上町の財政状況では今そこを负担するのはなかなか大変だろうなど、こう思っております。いずれにいたしましても、修理できていつも新品であればそれにこしたことはないので、当分は新品のままできこうと、こういうことでございますが。

分別による減量化といいますか、これも私前に聞いたときは、今、ごみの出す量は以前よりは正直なところ減ってきているというふうなことがございます。ただし、減量化することによって処理場の施設を長持ちさせるということは、池井議員のご指摘のとおりでございますので、減量化を推進するのに分別でどの部分を分別するかというのは、なかなか問題でございまして、私は焼却するときが一番問題になっているのはむしろ生ごみだろうと思っております。生ごみを本当は出さなければ、紙くずや木くずなんていうのはどってことない問題でありまして、生ごみを本格的にいわゆる堆肥化とかそういった方向に向けていくというのも一つの減量化につながるのではないかと、こう思っております。

それから、これもご指摘のように、三条市のようにやはりある程度、いわゆる使用料を住民の方からいただくということは、管理者は非常にいたく嫌がっておりますけれども、私は自分たちのものは自分たちで処分するということでは、それはあってもいいのかなと、こういうふうに思っております。

次、議会改革については、私は反問権、反論権というのは、これは議員の皆さんの質問に対する内容を濃くしていくには当然あっていいとは思っておりますが、それは双方に、かなり今まで以上に問題についての論点がどこに本当にあるのかというふうなことで、きちっと精査をして相当の準備をした上でないと、単なる感情的な問題に流れたりしないようにした配慮でやる必要があるのではないかなと、こういうふうに思っております。

通年議会につきましては、これインターネットで見てもご承知のように、実は余り効果的ではないというような議論がインターネットのほうで出ているようでありますので、池井議員が全国の副議長会議でどういうお話になったか。先ほどちょっとお話をお聞きしましたが、恐らくは通年議会は、先ほど、最初の答弁で申し上げましたように、なかなか功を奏するかどうかというのは、やっぱりちょっと、先ほど申し上げましたように、ちょっと研究しませんと結論が出ないのです。私の感想では今の議会で、本当に緊急を要するものは臨時議会を招集をさせていただきまして、一つ一つ対応していくというようなことのほうが、もしかするとベターなのかなと、こう思っております。

以上であります。

11番(池井 豊君) ありがとうございます。私も組合議会に入る前に、非常に有意義な意見交換ができていると思っております。町長は誰が見ても限界だというふうに見ているということです。今でもできれば直し直しやりたいということでございます。私はぜひ町長に伺いたいと思いますが、我々議員もそろそろ、すぐにとかという話ではなくて、新しい焼却炉を建設したらどのようなシミュレーションを描けるのかということをやりたいといけないう、そういう時期に来ているなと思っております。これから新しい焼却炉について、直し直しとは言いながら、直しつつも、新しい焼却炉の建設シミュレーションを加茂市長、管理者に町長として話ししていく準備があるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、ごみ減量といいましょうか、分別ではないのです、分別というのは分けただけで別に減らないのですか。ただ、分別の意識の中で減ってくるということもあるということで、町長おっしゃるように生ごみだと思っております。うちなんかもふんだんに生ごみ出しているようなところありますので、あれを庭のコンポストにしたりとか、または食べられるへたの部分は積極的に食べるとか、ブロッコリーのへたなんか栄養があるという話ですけども、そういうふうに意識改革によるごみ減量化だと思います。ですから、そういう減量化教育、または減量化の施策等々で、町長は多少の有料化はいいのではないかとということで、そのきっかけづくりのためのごみ有料化、有料化というより袋を買うというあれです。そんな高くしなくてもいいのですけれども、お金払うのがもったいないと思えばちょっとでも減らすという、その効果を利用してごみ減量化をできればと思いますけれども、そういう有料ごみ袋の導入について、最後お聞かせいただければと思っております。

それから、議会改革についても、ある程度町長のお考えがわかりました。私自身も全てが今各町村で先進的に行われている議会改革が、私も全ていいとは思っておりません。特に議会報告会のあり方なんていうのは本当に、やらなければならないことなのですけども、うまくいかないことなので、これ本当にやるならば用意周到にやらなければならないと思っておりますし、通年議会も私は現状では必要ないのではないかなんて思っております。ただ、対面方式の一問一答と、私はあと反問権という部分は、本当に議論が深まる、それから議員側も本当に勉強しなければ質問できないという状況になるということから、非常にいい町づくりにつながっていくのではないかなとは思っております。

最後に、これ議会改革ではないのですけれども、現状の臨時会等々の開催の仕方をしていの中で、さっき言った専決のタイミングもあるのでしょうかけれども、臨時議会を開催・招集に当たって、ちょっと無理していると言ったらいいのでしょうか、開催しづらいとかそういう状況はあるのかどうかと、日程調

整も含めて。現状の臨時議会の開催というのは開催しやすい状況なのか、開催しにくい状況なのか、執行として、議会招集する側としてどのような状況になるのか、ちょっと最後に一言教えていただければと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） お答えいたしますが、最初に新しいごみ処理場の建設につきましては、ご承知のように毎年三、四千万円から7,000万円ぐらいの実は修理費かかっております。そういったことを考えれば、やはり一部事務組合の中でそういった提案もされて、今後の方針をつくっていけばいいと思いますが、いかんせん、何回も繰り返しますが、財政上の問題でなかなかそうはいかないのだろうと思いますが、これは提案を議会でぜひしていただければと、こう思っております。

また、そういったごみの減量化については、やはりあくまでも先ほど申し上げましたように、意識改革、例えばリサイクルということもありますので、そういった形で私は有料化、袋を買っていただくというのも意識改革になるのではないかというふうに、有効な手段の一つだろうと、こう思っております。

議会改革につきましては、私どもがとやかく提案するというよりも、むしろ議会の皆さんのほうから改革をしていただきまして、最も町民の負託に応えられるような方策があつていいだろうというふうには思っております。

臨時会の開催につきましては、議会からの申し出があつても、なかなか日程的な議案の整理とかあるいはいろんな行事とぶつかつてしまひまして、難しいことがあります。今の段階ではそれほど障害になっているわけではありませんので、私は隣の加茂市では通年臨時議会のございますので、あれも一つの方法かなとは思っておりますが、必要なものについては先ほど申し上げましたように、やっぱり首長の専決処分でするよりは、臨時議会でしっかりとやっていくことが必要だろうと、こう思っております。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 池井議員の一般質問を終わります。

ここでお昼のため休憩いたします。

午前 11時42分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、8番、松原議員の発言を許します。

（8番 松原良彦君登壇）

8番（松原良彦君） 午後1番ということで、お腹のほうもちょうどいいあんばいで眠たくなるようなところでございますが、いましばらくご辛抱をお願いいたします。それでは始めたいと思います。

国会では新しい政権が誕生して半年が過ぎ、私たちも早いもので3年目に入り、先般、町議会臨時会では常任委員会、議会運営委員会人事など改選が行われ、一つの区切、残り2年の後半戦が始まりました。いつまでも新人と言えないのが昨今の情勢で、田上町町民の負託に全力で応えていこうと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

今回は、次の2点について町長の所見をお伺いいたします。1つは、加茂病院の改築について、いま一つは調整水田等における不作付地についてでございます。また、先ほど先輩・同僚議員からこの加茂病院についての質問がありました。医療関係について多くの方が大きな関心を持っているあらわれだと感じました。また私も質問がダブらないようにしたいと思います。そして町長に私の思いも聞いていただきたいと思っております。

先般、加茂市、田上町の2会場で県央基幹病院と県立加茂病院に関する住民説明会が開催されました。その中で、特に加茂病院の改築について、私として2点ほど今後の方向づけの中で問題があると考えています。これから3回目からの検討委員会が開かれる予定になっておりますが、1つは加茂病院全面改築等検討委員会なるものに、田上町の代表者が一人として入っていないことです。ある新聞の見出しの中に、大きく「加茂病院の患者さんの95%は加茂、田上在住者である」と載っていました。それほど大事な病院であり、両地域の期待を背負っているわけでございます。

現実問題として、加茂医師会の中に田上町医師会の先生方も入っておられますが、何か大きな落とし穴に入ったような気持ちでございます。各町には各町ごとの事情や要望があると思っておりますが、説明会の中では投書箱みたいなものを設けるともお話がありましたが、例えば説明のありました中に、地元保健・医療機関の区分枠の中に、医療や子育て支援、介護ケアなど総合的福祉の町づくりを目指す田上町として、この検討委員会に田上町から一人代表を入れてほしかったと思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、産婦人科のことについてお聞きいたします。加茂病院には昔から内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、脳神経外科、眼科など、たくさんの診療科がありました。時代の流れとはいえ、周りに大きな病院や評判のよいお医者さんができれば、そこへ行きたくなるのは当然であります。しかし、この産婦人科についてだけは、少子高齢化になってきたこのとき、いま一度じっくり考えてみる必要が出てきたのではないかと思います。加茂市の5月1日現在の人口は2万9,844人、同じく田上町、現在の人口は1万2,668人、2市町合わせて計4万2,512人です。世帯数は2市町で1万4,349世帯ということでございます。この加茂市の山奥の隅から信濃川の広い地域に、安心して子供を産み育てできる病院が一つもないとは考えてもみませんでした。今回、初めて県央地域に基幹病院や加茂病院の全面改築のおかげで知ったことから、今度新しく2次病院となる加茂病院の主要な診療科、内科、外科、整形外科にどうしてもいま一つ、新しい設備の中で子供を出産できる産婦人科の開設を願うものでございます。

町長が提案した第5次田上町総合計画でうたっている、人口1万3,000人の維持や保健・医療の充実、子育て支援など、全部がこれにつながってきており、町民アンケートの中の声に応えることで、やさしさと、豊かでキラリと輝くまち田上になるのではないのでしょうか。町長に産婦人科の開設、第5次総合計画が絵に描いた餅でないことの力強いお気持ちなど、見解をお伺いします。

次に、もう一つ、調整水田における不作付地についてお伺いいたします。不作付地、皆さんは聞きなれない言葉ではございますが、一言で言えば減反に協力したが、管理が不十分で雑草が生い茂り、もとの田んぼに戻すことが困難になった地目の田んぼのことです。もっと簡単に言いますと、作物が何も作付していないことでございます。

今、日本中で問題になっております、この何も作付していない土地、国としてはその対策に補助金を出してまで復旧に取り組んでいます。1番の原因は、いろいろあるでしょうけれども、農業者の担い手不足や高齢化であるし、また山間地のように作業能率の悪さや、土地が傾斜地になっていて作業が危険なため放棄地になってしまうこともあります。また、不作地の改善は土地の有効活用をして、食料自給率を上げることと、農業の多面的機能の恵みを兼ね備えていることと、病虫害の発生を抑えることにも大きな役割を果たしています。田上町においてかなりの荒廃地が見られるが、町として水田の活用状況などを毎年調査・見聞などを行っていると思いますが、町としてどのぐらいの面積を把握しておられるのか、お聞かせください。

また、その対応などの農家組合長会議や田上町再生協議会などはどのように考えておられるのか。また、田上町農業委員会などではどのような対策・検討など、実行や話し合いなど、農業委員会の動きについても伺っておきたいと思えます。

これからますます増加すると思われる荒廃農地の今後の対応について、今後必ず出てくるTPPの問題もありますが、まずは農地保全について町長の見解をお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 今ほどの松原議員のご質問にお答えしますが、最初に県立加茂病院の改築についてのご質問であります。県立加茂病院は田上町を含め、加茂地域の医療を守る病院として、これからも地域に必要な医療を提供するという役割が求められていると思っております。しかしながら、建築から40年以上経過しまして、老朽化も著しく、早急な改築が必要な状況となっております。このようなことから、県では加茂病院が今後果たすべき医療機能等を検討し、その整備計画を策定するための加茂病院全面改築検討委員会を設置いたしました。検討委員会の構成は、議員もご承知のとおり、有識者としては新潟大学大学院の医歯学総合研究科の遠藤教授や、地元保健医療機関からは三条医師会長、加茂市医師会長、三条保健所長、ほかに加茂病院長や県の病院の医局次長など、病院関係者8名の委員から成っております。議員のお考えのように、田上町の代表を委員に加えるような性格の委員会とは違うものと思っております。

また、産婦人科の開設についての見解ということでのお尋ねですが、午前の川口議員にもお答えいたしましたように、産婦人科が開設されることは地域にとっては大変望ましいわけですが、これも新病院の診療機能あるいは施設規模、建設計画などの整備計画については、地域の実情を踏まえて、今後検討委員会で十分議論されるものでありますので、その経緯を注視していきたいと思っております。

次に、調整水田等における不作付地について、町ではどのぐらいの荒廃地の面積があるかのご質問ですが、まず荒廃農地とは現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のことであり、人力とかあるいは農作業機械で草刈り、耕起を行うことにより、直ちに耕作することが可能な農地は、いわゆる荒廃農地とは扱いません。

そこで平成24年度での荒廃農地の発生あるいは改修状況についての調査によると、当町では荒廃農地は1.2ヘクタールであり、中山間地を抱えている市町村からみれば、低い水準にあると思っております。

また、荒廃農地とは別に、不作付地というのがありますが、これは事情によりまして一時的に作物の作付ができない場合、雑草の繁殖を抑えるなど農地としての機能保全をする目的で、休耕田に水を張る、いわゆる調整水田とか、みずから草刈り等を行う保全管理が含まれます。この不作付農地は、作物の作付ができない理由と、作付開始予定などを記載した改善計画書を作成し、市町村に提出することで、生産調整における転作と認められているものであります。

そこで荒廃農地の拡大防止への対策といたしては、農業委員会では日ごろ日常的な農地のパトロールに加えまして、年1回農地の利用状況についての調査あるいは指導を実施しており、町では広報紙等によりまして啓発宣伝活動等、あるいは農業関係機関と連絡を図りまして、また今後より一層周知・指導を徹底していきたいと考えているところであります。

以上であります。

8番（松原良彦君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

町長も知っておられると思いますが、加茂病院でお産ができなくなったのは、平成16年3月末の産婦人科の先生が退職されたときからでございます。今から約9年前のことになります。その間に加茂市にあった個人産婦人科もおやめになり、その結果、今、この加茂市かいはいにはお産できる施設がなくなったということでございます。その中において一番問題なのは、加茂病院のホームページを見るとわかりますけれども、産婦人科の外来の診察をしているとは言いながら、診療科の内容を見ると、大変失礼で申しわけありませんが、産婦人科の産をとった婦人科だけの内容でございます。そして、その診察時間も短く週2回、それも三条総合病院からの医師の派遣によって診察をしているわけでございます。これは私たち田上、加茂の住民にとっては、子供を産む若いママさん方にとっては大変負担のかかる、大変憂慮すべき問題であると思っております。

それでちょっと余談ではありますが、少し個人的なお話をさせていただきます。なぜこうも私がこの産婦人科にこだわるかといいますと、私の母が実は加茂病院の臨時看護師に採用されて、しばらく勤めたことがございます。そしてさらに私の子供3人、それからまたその子供の孫が3人、加茂病院で子供が産まれた。私のうちは計6人、私の知っている限りあるわけでございます。それで一番最後の孫が今中学2年でございますが、この子が生まれて四、五年したら、産婦人科の出産がなくなったということでございます。私は母親ではありませんが、母親の立場になりますと、今度新津のほうへ行こう、三条のほうへ行こう、そういうようなことを考えると、なかなか子供を産むというのは母親にとっては大変難儀な、容易でない事態になっていると思っております。やはり新しい病院には産婦人科で子供を産み育てるといふ施設をどうしてもつくってもらわないと、田上町の活性化・発展、それができないのではないかと考えております。幸いには先ほど同僚議員の質問の中に、町長がお答えいただきました、泉田県知事にもぜひともお話をし、産婦人科の話の要望をしたいというようなお話もお聞きしましたけれども、ぜひとも私は産婦人科の再開を思っている一人でございます。

そして、新しい病院にはやはりお産のできる個室でも2人部屋でも、若いママさんたちが希望するような施設をつくり、そしてまたまたその何年か後には第2竹の友幼稚園が必要になったというような話も聞いてみたいものと思っております。このことについては、ぜひとも加茂医師会の会長の五十嵐隆夫先生に産婦人科のさらなる充実をお話をさせていただきたく、町長の見解を伺います。

次に、不作付地の問題について私ももう一遍、町長の答弁をお聞きしたいと思います。この不作付地については、平成22年から始まって24年の6月までに不作付地の問題を締め切っております。締め切ったということは、この2年半、24年の6月までに作物を作付する、しないというものの結果をきちんと把握しなければならないというふうに新潟県農林水産部の農芸園芸課にお聞きしましたけれども、担当者は言うておられます。つまり調べるだけではなく、もう24年の6月までに来年の作付は可能か不可能かということ調べて締め切っているわけでございます。ですから、調整水田というのは皆さん知っている方もおられるかと思いますが、転作カウントになってはいますけれども、これはなかなかそういう木が生えた、草が生えたというところを再生することは、ちょっと簡単ではございません。そういう意味において、もっと早くから対策を立てなければならないかと私は思っています。

先般、産業振興課より資料をもらった中で、先ほど町長から1.2ヘクタールというような数字が出てまいりましたけれども、私としてはこの調整水田も兼ねて5.5ヘクタールが荒廃農地に近いものにもなっているのではないかと考えております。役場の方も、産業振興課の方も忙しいとは思いますが、やはり数字をきっちり、現地を把握して、早く対策を立てないと、今後ますます農地が荒れていくのを防ぎようがなくなると私は思っている次第でございます。この件について、この5.5ヘクタールは本当にそういう簡単な、楽々トラクターや草刈り機で直るような土地であるのか、そこら辺の見解をお聞きしたいと思います。

それから、いまひとつ心配しているものの中に、今回7.29水害で、その対策として田んぼダムをつくる計画がございます。その中にもしか不作付地があるならば、草だらけ、畦も穴だらけ、水はためるにためられない、そのような土地がまじっているならば、予定した水量の水をとめる確保がなかなか難しいのではないかと、そういうことも考えられます。そこら辺はどのように把握しているのか、この1.2ヘクタールの中に入っているのかどうか、それもわかりましたら聞かせてほしいと思います。

私は、今後この不作付地については、関係農家と十分相談する機会を設けて、田上町独自の方向の検討も考えて視野に入れるのも一つの方法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、面積数字と田んぼダムのことについて、町長、お考えがございましたら、お聞きしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わりにしたいと思います。

町長（佐藤邦義君） 今ほどのご質問にお答えしますが、最初に加茂病院の産婦人科につきましては、先ほども申し上げましたように、大変大切な問題であるので、知事にも会ってお願いしなければいけない問題だというふうに思っておりますし、また今、加茂、田上の医師会長であります五十嵐先生のほうにも直接会って伝えたいと、こう思っております。

しかしながら、産婦人科医の不足というのが全国的にあるわけでありますので、なかなか産婦人科医を恐らく探してくるというのは大変な問題だろうというふうに、こう一般的に言われていますので、その辺も何とかして、産婦人科医を新しい加茂病院にお願いするということは最初であります。また、若い人たちがお産するのに、最近できている個人院がホテルのような婦人科医だというような話を聞いたことがありますので、どうしてもそういうところへ行ってということのようではありますが、新しい病院になりますと、恐らくかなりの部分は今までと違って設備のよい産婦人科室ということになるだろうと

思いますので、その辺も考えてぜひ進めてもらうようお願いしたいと思っております。

2番目の不作付地と荒廃農地の違いについては、先ほど答弁で申し上げましたが、いわゆる1.2ヘクタールというのは荒廃農地、簡単に言うと耕作放棄をいたしまして、ほとんど簡単には農地に返られないという土地というふう聞いております。

なお、次の問題の2つについては、後ほど担当課長から補足説明をしてもらいますが、多分不作付地と荒廃農地を合わせて5.5ヘクタールだろうと思っておりますので、その辺についても補足をしてもらいます。

田んぼダムについては、田んぼダムに予定している農地が不作付地になっているところも、実は清水沢あたりの田んぼはそうなっているわけですが、あそこの田んぼも一時想定しているところにあるようですが、この辺のことについては詳細がちょっとわかりかねますので、担当のほうから補足をしてもらいますので、よろしく願いいたします。

産業振興課長（渡辺 仁君） では私のほうから補足説明ということでさせていただきます。

先ほども町長が言いました1.2ヘクタールという面積については、荒廃農地の面積が24年度で1.2ヘクタールある。これについては全筆地目は畑でございます。それで5.5ヘクタール、うちのほうから資料をもらっていったという部分については、要は改善計画が出されているものでございますので、地目は水田でございます。その違いがありますので、さっき町長も、ちょっと私との打ち合わせが不十分だったようでございますけれども、5.5ヘクタール分については、調整水田とか保全管理ということで把握している面積でございますので、1.2ヘクタールとは別になってございます。

田んぼダムのことについては、私も余り、場所まで聞いておりませんでしたので。要は改善計画が出されて、わずかな草刈りとかということで農地に戻せる田んぼでございますので、そう無理なく田んぼに戻せるような状態のものが不作付地になるわけですので、本当に荒廃農地の中でも2つに分かれているような感じでございまして、もう全く木が生えてしまって農地に戻そうとすると、相当重機とかを入れて抜根とかをしなければ戻らないような状況のものと、若干手を加えることによって、若干と言っても不作付地よりは大変なんでしょうけれども、農地に戻せる部分がございますので、その辺で差が出てくると思うのですけれども、不作付地の部分で言えば割とそう無理なく農地に戻せる部分でございますので、それが田んぼダムの範囲に入っていたとしても、余り問題が出てこないのではないかなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

8番（松原良彦君） 細やかな説明、大変ありがとうございました。私の心配しているよりもよいお答えが返ってきたので、まだまだ田上の農家も捨てたものではないかと、今、思っているところでございます。

私も最後に、農家の出でございますが、一番心配していたことがよい返事をいただいたこと。それから、私はもう一つ、先ほどの加茂病院のお話で町長に提案といいたまいますか、お話を上のほうに上げてもらいたいことは、ただ一つでございます。私が言ったって犬の遠吠え、夏の線香花火のようなものでございますけれども、町長のほうから検討委員会、泉田知事にお話することになれば、長岡の3尺玉、片貝の4尺玉に匹敵します。どうかその願いを、町長ひとつ頑張らせて実行して、田上の町民、町長のおかげで加茂病院に産婦人科の再開ができたというようなことに、皆さんから喜ばれる町長になっていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 特にありませんが、1.5尺玉ぐらいになるように頑張りますので、よろしく。

議長（渡邊正策君） これにて松原議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時49分 散 会

別紙（１）

田上町告示第２１号

平成２５年第４回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２５年６月７日

田上町長 佐藤 邦義

- １．期 日 平成２５年６月１７日
- ２．場 所 田上町議会議場

別紙（1-1）

平成25年第4回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
議第1号	田上町本田上工業団地工場設置促進条例の一部改正について
議第2号	記号式投票に関する条例の廃止について
議第3号	平成25年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について
議第4号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
議第5号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について
議第6号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
議第7号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について
報第1号	平成24年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第2号	県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について

別紙（２）

平成 2 5 年 第 4 回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第 1 号 平成 2 5 年 6 月 1 7 日（月） 午前 9 時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第 1		会議録署名議員の指名	3 番 4 番
第 2		会期の決定	8 日間
第 3		諸般の報告	報 告
第 4	議 第 1 号	田上町本田上工業団地工場設置促進条例の一部改正について	付 託
	議 第 2 号	記号式投票に関する条例の廃止について	付 託
第 5	議 第 3 号	平成 2 5 年度田上町一般会計補正予算（第 1 号）議定について	付 託
	議 第 4 号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について	付 託

日程	議案番号	件名	議決結果
	議第5号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について	付託
	議第6号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	付託
	議第7号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について	付託
第6		一般質問	
		散会	

別紙（3）

平成 25 年 6 月 17 日 第 4 回 定 例 会 議 員 出 欠 表

定員 14 名 出席 14 名 欠席 0 名 欠員 0 名

出	欠	席 番	氏 名
○		1	今 井 幸 代 君
○		2	椿 一 春 君
○		3	有 川 り え 子 君
○		4	浅 野 一 志 君
○		5	熊 倉 正 治 君
○		6	皆 川 忠 志 君
○		7	川 崎 昭 夫 君
○		8	松 原 良 彦 君
○		9	川 口 與 志 郎 君
○		10	渡 邊 正 策 君
○		11	池 井 豊 君
○		12	関 根 一 義 君
○		13	泉 田 壽 一 君
○		14	小 池 真 一 郎 君

別紙（４）

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名
町 長	佐 藤 邦 義
副 町 長	小 日 向 至
教 育 長	丸 山 敬
総 務 課 長	今 井 薫
地 域 整 備 課 長	土 田 覚
産 業 振 興 課 長	渡 辺 仁
町 民 課 長	鈴 木 和 弘
保 健 福 祉 課 長	吉 澤 深 雪
会 計 管 理 者	吉 澤 宏
教 育 委 員 会 事 務 局 長	福 井 明

別紙（５）

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 野 幸 作
 書 記 渡 辺 絵 美 子

平成25年田上町議会
第4回定例会会議録
(第2号)

- 平成25年6月18日
- 議事日程(第2号)は別紙(1)のとおり
- 本日の会議に付した事件は議事日程に同じ
- 応招議員は別紙(2)のとおり
- 出席議員(14名)は別紙(2)のとおり
- 説明のため出席した者の職氏名は別紙(3)のとおり
- 職務のため出席した者の職氏名は別紙(4)のとおり

午前9時00分 開議

議長(渡邊正策君) 改めておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名で全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

直ちに議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長(渡邊正策君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、4番、浅野議員の発言を許します。

(4番 浅野一志君登壇)

4番（浅野一志君） おはようございます。4番、浅野でございます。今回は、2点について町長にお伺いいたします。

最初の質問は、65歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種の助成についてお伺いします。がん、心筋梗塞などの心疾患、私もあったのですけれども、脳梗塞などの脳血管疾患は日本人の死因の上位を占めておりました。ところが、厚労省の平成23年人口動態統計において、脳血管疾患を抜いて肺炎が死因第3位に上がりました。これについては、多分皆さんおわかりのことと思います。そして、この順位は、平成24年……これは3年ですね、多分平成24年の人口動態統計推計のほうでもまだ変わっておりません。なお、平成24年版の新潟県人口動態統計では、まだがん、心疾患、脳血管疾患、肺炎の順になっています。

しかし、肺炎が脳血管疾患を抜き去るのはそう遠くはないと思っています。肺炎により、昭和42年と書いてあるのですけれども、これは昭和23年の誤りでした。23年には、約12万人の人が亡くなっています。また、新潟県では2,014人、これは24年の統計の数値です。2,614人が亡くなっています。新潟県でも65歳以上の方の死因の割合を見ると、肺炎が死因の3位に近づいていることはわかります。肺炎により亡くなる人が増えたのは、人口の高齢化によるものと言えます。肺炎によく見られる症状、発熱、悪寒、それからたんを伴うせき、倦怠感などは、通常の風邪でも見られるため、風邪と間違われることも少なくないようです。肺炎の場合、これらの症状に加えて、38度以上の高熱、激しいせきや濃い色のたんなど風邪よりも重い症状になりがちです。

さらに、高齢者は体力や免疫の働きを低下しているため、肺炎に感染しやすく、典型的な症状が出にくいことが多く、発見がおくれ、重症化しやすいとのこと。肺炎のうち約3割が肺炎球菌によるものです。特にインフルエンザ流行時には、肺炎球菌による感染予防が重要という医師もいます。肺炎球菌には、予防のためのワクチンが使えます。ワクチンは、肺炎球菌による肺炎の重症化を防ぎ、死亡危険度を下げる効果が確認されております。肺炎球菌ワクチンは、1度の接種で抗体が5年以上持続します。予防接種ですから、保険が適用されませんので、65歳以上の方の接種に対して助成を適用されてはいかがでしょうか。これが第1番目の質問です。

2番目ですが、小型家電リサイクル法に対する所見はいかにということで町長にお伺いいたします。平成24年8月10日に公布された小型家電リサイクル法、これは使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律という法律です。これがこの4月1日に施行されました。これは、使用済みの電子機器類を回収し、貴金属、レアメタル、これ希少金属などの再資源化を目指すものです。回収の対象は、携帯電話端末、パソコン、電子レンジなどのテレビやエアコンという家電リサイクル法に該当するもの以外がほぼ全て対象となります。私たち消費者の責務としては、分別して排出が責務となっています。それから、市町村等の自治体は、やっぱり同じように分別して収集するという、それから認定業者への引き渡しが責務となっています。既に実施している自治体の中には、役所内に回収箱を設けているようなところもあるようです。

そこで、町長としてどのようにこの小型家電リサイクル法に対して考えをお持ちなのかお聞きしたいというふうに考えています。何もされないのでしょうか。これ何もしなくても別に問題はないと思いますけれども、何もされないのでしょうか。それから、何かやるのでしょうかということで、その所見をお伺いしたいというふうに思っています。

以上です。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 今ほどの浅野議員のご質問にお答えしますが、最初に高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成についてのご質問であります、ご承知のようにこの予防接種は任意接種ということでありますので、これまでは高齢者がワクチン接種を行った場合の費用を助成するところまでは必要性は実はそれほど感じておりませんでした。

しかしながら、75歳以上の後期高齢者を対象にでありますので、接種費の助成を実は既に実施をしている市町村も県内には数市町村あることから、今後研究していきたいと考えておるところであります。

次に、小型家電リサイクル法に対する所見についてのご質問であります、この法律の目的としては、主に以下の3つがあるとされておりまして、1つは、金、銀、銅やレアメタルなどの有用な金属を確保して再資源化することが1つ。2つ目は、鉛などの有害物質を適切に処理して環境への負荷を減らすこと。3つ目は、有用金属と有害物質を取り除いて、最終的には廃棄物の分量を少なくすることというふうになっております。その中でも特に1番目の小型家電に使う有用金属は、いわゆるレアメタルを再資源化することができれば資源を他国からの輸入に頼っている状況を改善させることができるといったことが実は一番重要な部分であると考えております。

一方、市町村が回収した小型家電は、国が認定するリサイクル業者の認定事業者が引き取り、レアメタル、希少金属などをリサイクルすることになっておりますが、この認定事業者の選定につきましては、標準的な処理期間として約3カ月間程度かかるということから、7月ごろにようやく選定される予定になっておりますし、また認定を受けた事業者が町近隣にあるのかどうかはまだわかっておりません。平成24年11月に実施をいたしました全国調査では、自治体への参加意向調査の結果によりますと、実施予定なし、どちらかというを実施予定なしの割合が約65%を占めておりまして、その要因といたしましては、1つとしては広域事務組合あるいは構成市町村との調整が必要となるということでありまして、

2つ目は、体制的あるいは予算的に困難であるといった要因が大きなウエートを占めております。町も同様に、現在家庭ごみの回収処理につきましては、加茂市・田上町消防衛生組合で実施していることから、当然、加茂市との協議も必要になってきますし、体制面及び予算面についても検討が必要になってきます。

以上のことからして、現段階においては余りにも情報が少な過ぎることから十分な議論もできませんので、即導入は考えておりませんが、今後、県、市町村の動向等につきまして研究をしてみたいと考えているところであります。

以上であります。

4番(浅野一志君) ありがとうございます。

75歳以上について検討されるとのことなので、一応いいほうということでお伺いしました。ちょうど実は、これを出した後に資料をちょっと見つけたのですけれども、日経ビジネスのオンラインの資料なのですが、「自治体独自の医療助成があると健康にプラスになるか」というふうなタイトルで文章がちょっとありました。これは、先月の5月16日の記事なのですけれども、インフルエンザの予防接種による費用助成の存在により個人がより接種を受けやすくなるという直接メリットがあるということは言う

までもない。仮に自分が接種を受けないということを選択しても、費用助成がある地域に住むことで間接的に流行期間が短い場所にいられるというメリットが享受できるという可能性があるというふうな文章がありましたので、できれば高齢者の方の肺炎球菌ワクチンの接種助成について前向きでご検討されることをお願いいたします。

それからもう一つですけれども、小型家電リサイクル法についてですが、現在認定業者が7月以降に出てくる可能性があるということですが、それについて周りにはあるかどうかはまだよくわからないということでしたけれども、もしできるのであれば、近くに業者があるようであれば、またご検討されることを期待したいと思います。

以上です。

町長（佐藤邦義君） それでは、お答えしますが、最初のいわゆる75歳以上の方の高齢者に対する対応でございますが、当然、当町も福祉を重視しているということもありますし、高齢、いわゆる後期高齢者については、県がまとめてこれについては対応してきておりますが、十分、先ほどもお話ししましたように、研究をしてみたいということでございますので、各数市町村あるわけでありまして、もう少し情報を収集していきたいと考えております。

それから、この小型家電リサイクルのことにつきましては、全国的にも65%ということで、実施しない方向だということではありますが、日本の今の状況から言えば、やはりこのレアメタルが非常に不足しているということもあれば、当然、この回収には協力しながら、町民に訴えていくことは必要であろうと、こう思っております。具体的な方法につきましては、先ほど申し上げましたように、その認定業者がもし近くにいれば、なおさら結構であります。私もこれについても研究して、できるだけ回収が可能になるようにしていきたいと、こう思っております。

4番（浅野一志君） ありがとうございます。

それだけです。

議長（渡邊正策君） 浅野議員の一般質問を終わります。

次に、12番、関根議員の発言を許します。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） 一般質問を行います。声が枯れていまして大変ですけれども、ご迷惑をおかけしますが、よろしく申し上げます。

まず第1点目は、町長の政治姿勢につきましてお伺いをいたします。佐藤町政4期16年、最終年度も余すところ10カ月となりました。私は、町長がこの田上町政にかかわった16年は、その大半を町の財政の健全化に費やしてこられたのだと、そんなふうに推測をいたします。過去10年間、私が町会議員の職を得てから10年間ありますけれども、10年間の町長の施政方針を改めて読み返してみましたが、一口に言えば、佐藤町長の独自色を描こうにもままならないというふうなそういう財政状況の中で、町の活性化あるいは町民のニーズの多様化などを考慮して町政を行ってこられたのだというふうに思います。

その上で、この25年度の予算編成を見たときに、私は、この25年度予算は佐藤町長の4期16年の集大成の意味合い、田上町の将来へのかけ橋、第5次総合計画実現への戦略などの思いがそこに込められて

いたのだというふうを受けとめております。

私は、佐藤町政についてそのように認識しているというそのような上で、あえて町長に3点にわたって質問いたしますので、町長の忌憚のない思いをお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、まずとっぴい言い方で恐縮なのですが、4期16年の町政をどのように総括されておられますかということをお聞かせいただきたいと思います。いろんな思いで、財政状況が厳しい中での16年であったと思いますけれども、その中で展開されてこられた町政についての全般的な総括についてお伺いをいたしたいと思います。

2点目でありますけれども、そのような総括の上に立って、これからの町政にどのような期待像を持っておられるのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。3月議会、いろんな議論をなされましたけれども、田上町としてはもっと自信を持って町外に「田上町ここにあり」というPRを行うべきではないかという意見などもありました。福祉行政などについても、一定の水準まで来ているではないか、そのような意見もございました。そのような今日段階到達いたしました状況を踏まえて、今後の町政への期待像をお聞かせ願いたいと思います。

3点目でありますけれども、一般論で恐縮でございしますが、お伺いをいたします。16年の町政というもの、ある意味では長期政権を続けられてきたというふうには今は思います。そこで、この長期政権というものは、先ほども申し上げましたけれども、一般論で言えば、いろんな弊害が言われます。組織が硬直化をするだとか、緊張感が欠如をするだとか、町政全体が惰性に流され傾向になるだとかあるいは私たちに対する戒めにもなりますけれども、議会と執行の癒着をかいま見るような、そういう現象なども生み出されるだとかなどが言われますけれども、4期16年を振り返って、町長は、あえて申し上げますけれども、そのような弊害を感じたことはございませんかということについてお伺いしたいと思います。町長の率直な思いをお伺いしますので、よろしくお願いたします。

次に、町民の生活にかかわります国政に対する町長のご所見をお伺いをいたします。通告は、4点にわたりまして所見を求めましたけれども、議論を集中したいという思いから、1点目、2点目、3点目については今後の議論に委ねさせていただきたいと思います。したがって、答弁についても割愛されて結構でございます。

4点目の農業政策につきまして、町長の見解を伺います。昨年の年末政権が交代されました。政権が交代すれば、国の政策が大きく転換をするということは、これはあって当然でありますけれども、しかし、住民の立場からすれば、政策の継続性もこれまた強く求めなければなりません。

そこで、お伺いしますが、国は、農業政策を新農業政策として大きく転換しようとしていると思います。ざっくりした質問で恐縮ですが、町長は、この新しい農業政策についてどのようにとらえておられますかということについてお伺いしたいと思います。加えまして、当然にも町政にどのように反映していかうとするのかという基本的な考え方などについてもお伺いしたいと思います。

私がこのようなことを質問するのは、実は田上町としても、この間の議会における議論、執行とのやりとりの中で、今後の農政について、そのあり方についての一定の方向性を導き出してきたと思います。それが今現在町が追求しております町一元化のマスタープランの策定でございします。私は、町の農業の実態を踏まえたときに、この一元化したプラン作成というものは、評価するものであり、このプランの

推進を実態に合わせて展開していかなければならないというふうに考えております。

一方で、国の農業政策を大きく転換しようとしている今日、農業団体の皆さんは小規模農家との共存する新たな農村コミュニティ対策の必要性を求めているようにあります。こうしたことを踏まえまして、町の農業を自立した基幹産業へと高める政策展開をどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

2点目ではありますが、地域防災計画・原子力災害対策編についてお伺いをいたします。過日、地域防災計画の見直し案と申しますが、見直された内容が郵送されてまいりました。3月26日の防災会議で修正されたものとして私たち議員に送付されました。細かく目を通すところまでは至っておりませんが、全体的に目を通したときに、この修正内容は県計画の修正に合わせたものが主たる改正点になっているようです。

そこで、私は、3.11原発事故以降、地域防災計画の見直しに関して種々議論をしてまいりました。私も数回にわたって町長に問題提起をし、町長の見解も伺ってまいりました。その主な議論内容について、改めて思い起こしてみたいと思います。

23年6月議会で原発50キロ圏の原子力災害対策に関する議論が行われました。内容については、省略したいと思います。2つ目は、24年の3月議会でありましたけれども、放射線監視体制に関する議論がなされました。3回目は、24年の12月議会でありました。これは、同僚議員の提起で町長の考え方が述べられたものでありますけれども、緊急時の屋内退避、避難者受け入れに関する議論がなされました。私は、このような議論は、原発事故を教訓として、全ての自治体に原子力災害対策編の策定を義務づけるべきだという強い思いを持って議会においても議論をさせていただきました。当初の段階では、余りにも衝撃的な事故でありましたから、誰でもそれを否定する者は一人もおられませんでした。みんなこぞって「そうだ、そうだ」という反応でありました。

しかし、時間がたつにつれて、そのような熱は冷めてきております。確かに20キロ圏、30キロ圏、50キロ圏、50キロ超、全て一律の災害対策を作れなどということは、これはある意味では無理なことを言っているのかもわかりません。しかし、その距離圏に、エリア圏に対応する原子力対策編というものは、当然にも必要なのではないかと申すように私は思います。

そこで伺います。3月26日、町の防災会議が開催されたということでございますけれども、当然にも私はこの間議会における議論、そういうものが話題として俎上に上り、その必要性の議論などについてもなされたというふうに申すけれども、どのような議論がなされたのか、お聞きしたいと思います。

また、原子力災害対策編の策定について、今後の考え方を改めて伺います。国の指導やあるいは県の研究会における議論等についても、それなりに承知をしておりますけれども、そこにおいては原子力災害対策編の策定を義務的に行うべきところは30キロ圏までだという、そういう見解になっておりますけれども、それを承知の上で改めて伺いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

次に、水道企業団の「給水料金見直し」に関しまして、私の意見も含めて申し上げ、町長の見解を伺いたいと思います。私は、企業団の給水料金の改定をめぐる、言ってみれば混乱は、自治体間及び企業団議会の将来に危惧の念を持っております。副企業長であります加茂市長は、改定案は企業長の思いつきだ、そういうことを主張し、改正案提出に抗議をされたそうでございます。その上で、議場を退場した。さらには、こともあろうか、議会決定の無効を主張しております。そして、過日出されましたマス

コミの記事で私は初めて承知をしましたがけれども、4月分の給水料金の改定分が未納だと。企業長は、これについては電話で再請求を行った。今後、督促をする見解だということが述べられておりました。私は、ここに至って、議論の妥協の余地はなくなったのではないかというふうに思います。私も議会を構成する一員でありまして、その意味では、議会制民主主義に基づいた対応が厳しく求められておることは百も承知をしております。議会を主体的に構成している一員として、このような行為、反対であるから決定されたものについてもそれは履行しなくてもよろしいのだという、そういう考え方。決めてはならないことを決めたのだから、無効なことを決めたのだから、それについては我がほうの対応というものは正義だ、こういう考え方。これで本当に社会は構成されていくのでしょうか。そんな大ごとのことを言う必要もないと思います。私は、企業団構成の一自治体として、その一員として、これは断じて許すわけにいかないというふうに思います。振り上げたこぶしはおろしどころがないのでしょうか。私であれば、おろすところはありません。なぜならば、不当な決定だということなのですから。不当な決定だというふうにこぶしを振り上げたのに、不当な決定が修正されなければこぶしのおろすところはない。このままこのような混乱状況を引き続いていくというのは、私は悲しい限りであります。

しかし、一方で私は、今回の改正につきまして、その合理性に疑問を持っています。今回の改正の趣旨は、構成自治体間の給水単価、供給単価の不均衡を是正するのだというふうに説明がなされましたけれども、それはそれとして1つの考え方であることについては間違いない。しかし、それをもって不均衡だと言うのであれば、しかし、その不均衡を是として、そのような制度を決定した経緯があるわけです。だとしたら、そのような不均衡を承知の上で決定した経緯を十分議論することなく、不均衡是正だということで一方的に押し切るような、そういうやり方については、いささか合理性に欠けていると私は思わざるを得ません。

そこで、このような事態を引き起こしております改正案に対して、佐藤町長は、これもマスコミにも出ておりましたし、また、町長とちょっとお話をしたときも町長私にもそういうことを言ったような気がしてならないのですけれども、あれは唐突ではないですよと、何回か議論をして、そしてやろうというふうになった案件なのだという意味のことを私にも説明してくれましたけれども、そういうふうに唐突ではないのだということがマスコミの記事にも載りました。

そこで、町長に伺っておきたいと思います。議論計画を改正内容の合理性についてどのような認識をされているのか、町長にお伺いをいたしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの関根議員のご質問にお答えしますが、最初に、町長の政治姿勢についてのご質問であります。1点目の4期16年の町政をどのように総括されているのかということですが、議員ご指摘のとおり、財政の健全化で取り組んだ10年間ではありました。その後は、十分ではありませんが、町民の懸案の事業に少しは取り組むことができた、ということですが、実は、平成10年の、いわゆる町長選挙に最初に選挙の出馬の話があったときに、私はほとんど知識ゼロでしたが、町の財政資料を見させてくれということで、その財政資料を見させてもらったところが、将来の、いわゆる償還残額を見たときに、たしか七十数億円、75億円、40億円の予算で七十数億円の償還残額を

見たときに、全く素人の判断で、このままでは大変なことになると、このまま事業を進めていったのでは大変なことになるというふうに直観をいたしました。これが実は、単純であります、選挙に出馬することになった動機でもあり、実際中に入ってみてそのとおりでありました。

その後、市町村合併を乗り越えまして、自立した町づくりに取り組むことになったわけではありますが、その後は、議会、そして町民のご理解をいただきまして、ようやくここ数年大きな事業に取り組むことができるようになって、現在に至ったことは、本当に今感謝をしているところであります。

2点目の今後の町政の期待像をどのように描いているかというご質問であります、町づくりは人づくりと言われていますが、そのためにも、人づくりの基本である田上町の教育、特に幼稚園から中学校までの12カ年教育を充実させて、郷土愛に満ちた、将来田上町を担うことのできる人づくりに力点を置いていく必要があると考えています。

しかしながら、全国的な人口減少が深刻な状態となってきたわけですが、田上町においても、今後進むと思われる、いわゆる超少子化、高齢化の問題にどう対応していくべきかをあらゆる角度から取り組むことが求められてきました。議会の皆様と一緒にこの難題に取り組むことが最大の町政の課題になってくるものと思っております。

そこで、これまでの常識を超えた尺度あるいは枠組みで考えていかなければと、こういうふうに考えているところであります。

3点目の4期16年の町政を振り返って、町の組織の硬直化あるいは町政の惰性化、議会との癒着等の弊害がなかったのかというご質問であります、正直言いまして、常に改革をしなければいけないと、こういうふうに考えて事に当たってきました。例えば、例を挙げますと、大変日常的なことで大したことないとは思っておりますが、毎日の朝礼の実施ということから始まりました。朝礼もされない町というのはどうなのだろうと思って、1日目から不思議に思いました。そこで、全課で朝礼を実施をして、各課長が部下にしっかりと自分の考えを述べて、部下から考えも受けて、毎日の業務に立ち向かっていくということが町づくりの基本だというふうに考えておりましたので、その朝礼の実施に、正式に全課が朝礼を実施するようになったのは、多分、2年か3年たってからだと思っております、そういったことで、各課が朝礼の実施で現在のような形でしっかりとした形で1日の事が始まるようになりました。

それから、職員の、いわゆる待遇の問題、あくまでも町民の目線に立ってというようなことの、いわゆる待遇、言葉遣いも入れましてですが、それから、町の機構改革を数回にわたって機構改革をしてまいりました。そして、職員定数の問題あるいは職員の給与のあり方、給与はどうかということあるいは報酬の問題あるいは町の団体への補助金のあり方、それから、いわゆる入札のあり方、事業に対する入札のあり方なども、現在でも十分であるとは思っていませんが、少しずつ成果は出てきているのではないかと、こう思っているところであります。

ここ数年職員の意識が実は変革が目につくようになりました。例えば、昨年、職員が自主的に取り組んできました自主財源確保勉強会、自分たちで立ち上げたので、勉強会ということになっておりますが、自主財源確保勉強会、そして、業務改善検討会というものは、係長級を中心とした取り組みでありましたが、職員の意識が大変いい方向になって、変化が見られるということで、今後とも期待しているところであります。

次に、町政の惰性化あるいは議会との癒着等は感じたことはないかということですが、私はご承知のように、町長に挑戦したときは、私を支援する議員は1人だったか2人だったか……1人だった、だと思いますので、現実には、そういったことで、今、いろんな議員の方からいろいろ理解をいただいておりますが、そういう状況でありますので、癒着ということはないかなというふうに思っております、自己満足かなと思いますが。最近では、実は、私のパソコンのほうに苦情がずっと入っておたわけではありますが、ここ数年、町政とかあるいは職員の接遇については、めっきり町民からのクレームが少なくなってきたことも一つのあらわれではないかと、こういうふうに思っております。

次に、4点目の農業政策についてのご質問ですが、まずは、人・農地プランによる合意形成した中心経営体への農地集積等を図りまして、経営体の法人化を進め、施設園芸作物あるいは果樹、それから加工品、直売等を強化して、いわゆる安定経営を目指す必要があると思います。そんな中、いわゆる小規模農家の作業の一部を中心経営体へ委託したり、水田を中心経営体に委託し、園芸作物、果樹等への経営転換を図ったり、農業の一線から引退しようと考えている方など、地域の実態に即した形で今後町の農業を進めていくことが必要だと思っております。実は、これが国が目指しているかつての大農家への農地のいわゆる集積というか、そういうことだろうかというふうに思っておりますが、国の政策というものは、地域のそういう大きな農家へ農地もいろんな事業も集めていくというような今の農政だろうと、こういうふうに思っております。近年、当町では、町の農産物に対する期待が高まっております。町の農業者あるいは商工業者が連携をいたしまして、新たな物産やサービスを提供することによりまして、農業、商工業の両面において価値を高めていこうということで、実は、平成22年度に田上町農・商・工連携地域協議会が発足しました。旬の農産物と湯田上温泉が連携した湯田上スイーツプロジェクトや町の特産を活用した商品開発などを実は手がけておりまして、現在もさまざまな取り組みに挑戦しております。農産物の高付加価値、多様な販路の確保については、これからの農業にとっては非常に重要なものと認識しております。また、課題は山積みしておりまして、農業の自立までとはいかないものの、今後の展開に期待しているところであります。

次に、地域防災計画あるいは原子力災害についてのご質問ですが、地域防災計画の修正につきましては、議員ご指摘のとおり、県の地域防災計画の修正に伴いまして、町の地域防災計画に関連する部分について改定したものでありまして、3月26日の地域防災計画会議においては、委員の皆様にご説明が必要になった箇所についての説明をし、了解をいただいたところであります。残念ながらと申すまいでしょうか、原子力災害関連の議論はひとつもと言っていいほど出ませんでした。

次に、原子力災害対策の策定についてですが、これは、もともと柏崎刈羽原発から30キロの範囲外に位置している当町につきましては、地域防災計画策定の法的義務づけがない地域であります。緊急時には屋内退避やあるいは安定ヨウ素剤の服用、原発周辺市町村からの避難者の受け入れなどが必要になっております。特に、この原発周辺市町村からの避難を受け入れることが実は大変な対応でございまして、これからの対応につきましては、国の指針あるいは県計画に基づきまして対応することとなりますが、残念ながらこれも具体的にまだ定まっていない部分が多いということから、今後、国の指針あるいは検討状況を見守りながら、ある程度具体的なものが示された段階で、いわゆるマニュアルを整備をしていきたいというふうに思っております。

次に、水道企業団の給水料金見直しについての質問であります。その議論経過と改正内容の合理性について最初にお答えをいたします。企業団の給水料金は、平成13年度に改定し、現在に至っておりますが、その後、調整池などの施設建設に伴いまして、三条市分の水量を加茂市と田上町に供給していることから、構成市町村間における出資割合と供給の割合に差異が生じている。その結果、供給単価に格差が生じてきたため、これをある程度是正すべく、平成23年の2月に見直しの方針が示され、加茂市長の要望にも応える案を作成するという市長の考えでございましたので、要望に応える形で、平成24年2月に事務局案が提示されました。さらに、同年4月に本年度中に結論を出すことについて賛同するとともに、加茂市長からは、加茂市の考え方があると。それを示したいという表明がされたことから、企業団事務局では、その考え方を伺うため、何回となく会議の場を設定いたしました。協議も要請してきたところでありますが、その都度都合がつかないという理由により、なかなか要請に応じていただくことができなかったと聞いております。

そして、新年度予算編成を控えました時間的にも最終ゴールの地点となりました平成25年1月末になっても、加茂市からは何にも示されなかったために、企業団としてはいたし方なく事務局案に基づく給水料金の一部改正を提出したい旨を伝えたところ、ほどなくして、2月4日でありましたが、突然加茂市から本課題に対する考え方が示されました。その内容は、今の浄水施設で1.5倍の水を作るということが1つ。そうすれば、三条市が受水する三条市の受水料金も下げることが可能となると。供給単価の格差は解消されるとのことでありました。

しかし、参与会の中では、協議した中では、現在の企業団施設の中では、1.5倍の水道水を作り出すことは、現在認可を受けている水利権の問題が1つありまして、水質基準を満たすための施設能力の問題がありまして、極めて難しいと考えまして、主にその2つの理由から、加茂市の考え方は残念ながら受け入れられる余地はないというふうに判断をされました。

一方で、企業団として提示された案は、将来にわたって健全な運営を確保するためには、構成市町村への財政的影響を十分考慮した内容と判断をしましたが、残念ながら加茂市長からはご理解をいただけませんでした。企業団が構成市町から徴収する給水料金は、公正妥当なものでなければならないという基本的な原則から、構成市町村の中で公正妥当とは言えない状況が存在し、今後、第2系列が完成するまでの15年以上にわたってこの状況が継続することは、企業団の経営に関する事務を共同処理するシステムからいっても是正する必要があることを加えても、平成24年度中に結論を出すとの参与会での合意のもとに、平成25年2月5日に正副企業長、参与会でやむなく結論づけたものであります。

今回の改正については、平成23年2月に見直しの方針が示されてから実に2年もの時間をかけておりまして、構成市町において検討する時間を十分担保したとともに、構成市町村間における協議の面でも十分配慮されてきたと、こういうふうに認識をしているところであります。

以上であります。

12番（関根一義君） 再質問いたしたいと思っております。

1点目の政治姿勢につきましては、町長の率直な思いを聞かせていただきました。大変ありがとうございました。

次に、2点目でありますけれども、農業政策に関して再質問させていただきたいと思っております。最近の

マスコミなどでどんどん毎回のように出てきておりますけれども、新しい農政については……何かおかしい。自分でおかしいか、声。大丈夫。

(何事か声あり)

12番（関根一義君） 今びっくりした。

農地中間管理機構を県単位で設置をするということが検討されているという記事が最近見るようになりました。大きな政策転換の柱なのだと思いますけれども、そこで、そのような動きが26年以降大きな動きとして出てくるのではないかとすることを想定をしますけれども、そうしますと、私たちが町として策定をいたしましたマスタープランとの整合性をどう図るのかというふうなことが課題になるのではないかとというふうに思いますけれども、もちろん中間管理機構がどのような内容として設置されるのかということがわからない中での勝手な思いで発言していますからあれですけれども、申しわけないのですけれども、どのような整合性を図るのかということが出てくるかなというふうな思いがしていますけれども、町長、どのようにとらえているのか、再質問でお答えをいただきたいと思います。

もう一点は、しからば、町としての農政の展開の関係を話をさせていただきたいと思いますが、マスタープランを作った。そこにとどまっては、従来と何ら変わりもないような状況になると思うのです。一、二件の強くその適用を求める方が生み出されるという程度で終わってしまうということになったのでは、町一元化を図ったマスタープランの策定という意味は、半減どころか、その目的は、大部分は喪失してしまうと、こういうことになると思います。したがって、どういうふうに進めるのかというのが大事なことなのだということに思っています。私はこのマスタープランを策定するに当たって、策定の検討委員会が設けられたということで、その中で議論が深められてきたというふうに認識していますけれども、この検討委員会を推進母体の実態としてきちっと位置づけていくべきではないかというふうに思いますけれども、町長のご見解をお願いしたいと思います。

次に、原子力災害対策編について再質問したいと思います。3回の議会議論について、このような議論だったのではないかとすることを先ほど紹介しましたがけれども、それはまた内容的に見てみますと、これは私も主張してきましたけれども、見てみますと、1つは、緊急時における広報対策、情報の共有化、情報伝達のあり方、こういうものをやはり作っておくことが必要なのではないかとという視点が1つ。

それから、2点目の視点としては、屋内退避施設の整備。これは、田上町の実態からして、いわゆる鉄筋コンクリート建造物云々というところまで求めるというのは、現実的には不可能です。しかし、何らかの形で屋内退避施設の整備あるいは確定、こういうものが必要なのではないかとという視点。

それから、これも何回か議論してきましたけれども、退避基準のあり方あるいは退避マニュアル、こういうものが必要なのではないかとという視点。

それから、これは昨年12月に町長の見解として出されたのですが、「俺は、それはおかしいな」と私は思いましたけれども、しかし、大きな流れはそうなっているようですからあれですけれども、いわゆる30キロ圏内の住民の方々の避難者の受け入れ態勢、これが私たち50キロ圏の田上町においてもそれが求められる。一方で、田上町の住民は、屋内退避の準備についてもしなければならない。安定ヨウ素剤の配布についての体制についても、作っておかなければならないというこういう状況にある中で、30キロ圏の避難者が田上町に避難要請として求められた場合、それを受け入れなければならないという、

そういう地理的条件、自治体の性格、こういうことについてどう考えるのかあるいはどういう体制をとるのかなどが次の視点であったと思います。そのほか、安定ヨウ素剤の問題、配備のあり方あるいは配布の考え方あるいはこれは県として各自治体に1カ所設置をするということが言われているようでありますけれども、モニタリングポストの設置。これは、固定式モニタリングポストの設置が、これは我々としても当然必要だろうという、そういう主張と視点。こういう議論がなされてきたと思います。ご存じのとおり、柏崎原発の周辺における風向きというものは、南西の風あるいは西の風、こういうものは年間通じて80%からの要するに風向きだというふうにも言われています。そうしますと、私たち田上町は、50キロ圏に位置していますけれども、50キロ圏だからといって安全だとかあるいは対応が不十分だったとかということについては、これは許されないなというふうな思いなどがしてしまっていて、こういうことを網羅した、私は、これはまだ今までの議論を振り返ってみているだけですから、全く不十分だと思います。もちろん私も原子力災害についての知識は無知に等しい人間ですから、そういう意味では、これだけだなどということを上げるわけにはいきません。

でも、今まで議論をしてきた過程を見ても、これだけ多くの課題があるのだ。それらを網羅した、50キロ圏の田上町にふさわしい原子力災害対策編を作るべきではないかというふうに思っています。町長、マニュアルを作るよという話もいただきました。マニュアルといっても、それは原子力対策編と同じような性格づけをイメージされているのだとは思いますが、私は強くそういうふうに思いますので、是非再答弁をお願いしたいと思いますし、つけ加えます。

昨今のマスコミで柏崎原発がテロの対象であったということがマスコミの記事で暴露されました。国、県も原子力テロ防止対策についての具体的な動きが出てきているようです。そういうことを思えば、もはやこれは、安易な対応はすべきではないということ強く思いますので、是非考え方を聞かせていただきたいと思います。

次に、企業団、大事な企業団、企業団ですけれども、私は、町民は許してくれないと思います。企業団議会で決定されたこと。反対かおもしろくないか、そんなことはどうでもいい。しかし、決められた、決定されたことについて、それが履行されないで、ましてやその内容が給水料金問題だと、自治体が負担することになるのですけれども。それを未納を許すということについては、私は、田上町民の皆さんから許されないと思います。私は、田上議会の場合でありますけれども、この場から加茂議会の皆さんにも訴えたいと思います。真剣に議論してほしい。本当にそれでいいのかということ促したいと思いません。

昨日も救急救命センターの議論がなされました。加茂病院の改築案件についての議論もなされました。加茂市民、田上町民の大きな期待であることについては間違いありません。それについて、自治体の長たる町長として全力を尽くすということについては、昨日見解をいただきました。

しかし、一方では、県医師会の応急診療所が設置をされて、その建築資金、自治体負担分、これについても、加茂市は納めてくれているのではないのでしょうか。一方で、加茂市民の皆さんも応急診療所多くの方が利用していただいている。そういうことを考えたときに、もっとここは政治的な恩恵を抜きにして冷静に対応を求めたい。私は、加茂市長並びに加茂市議会にそのことを、あえて田上町議会の場合でありますけれども、私は求めたいと思います。重ねて町長のご見解をいただきたいと思いません。

町長（佐藤邦義君） それでは、今ほどのご質問にお答えしますが、最初に、農業政策についてであります。先ほど申し上げましたように、この新しい農政に対する、いわゆるマスタープランの作成とその中間機構の整合性ということでございますが、このマスタープランは、当初は、各地区の皆さんに全部それぞれ自主的に作ってほしいと、こういう要請をいたしました、前の産業振興課長の時代でありましたが。その中で、恐らくはその地区で具体的にまとめ上げ切れない地区が多分あるだろうと、そういうことを当初から想定しておりました。想定しておりましたので、町としてこれまでの経過を踏まえて、田上町の農業をどうしていくかというようなことで検討した結果、基本的なことをもともと考えておきまして、それから川通りの地区からは、それなりといいましょうか、計画書が提出をされておりました。それを見ていっても、ほとんどの地区がやはり将来的には生産組合を中心とした形で農業を推進していく必要があるというような基本的な考え方があったようでありました。

といいますのは、そのもとは、やっぱりどうしても後継者の問題があつて難しいというようなこともあつての案だろうと思ひますが、そういうような形で、その田上町の農業、今後の農業は、やはり生産組合のあるいは法人化を目指しながら、しっかりした農地を守るところに視点を置いて、実は、これを一元化していったという経過がございますので、もう少し補足は、後でもし担当課長にほうであれば説明をいたしますが、そういうふうな形で、田上町は、やはり現在1軒のうちで10町歩を持っている農家も何軒かはございますが、そのうちでもやっぱり後継者が見当たらないと、「いや、俺の時代でもう終わりだ」と、こう言っている人が多いわけでありまして、そういう形では問題があるというようなことで、果たして稲作一本でいいのかどうかというようなことも含めまして、総合的にマスタープランを作成したところでありますので、ご理解願ひたいと思ひます。

2点目の原子力対策のうちの緊急時の情報については、後で担当課長からちょっと補足をしていただきますが、2番目の、いわゆる屋内退避所の設置については、正直言つて、議員ご指摘のように、田上町でコンクリートで放射能が入ってこないというような建物は、実際にはもしかするとこの役場ぐらいかなと、こう思つておりますが、退避所になっております学校の体育館などもすき間だらけでございますので、必ずしも退避所としていいのかどうかというのはございますが、そういった町民の退避所ですらなかなか難しいわけでありまして、その次にお話のありました、いわゆる30キロ圏内からのいわゆる避難者の受け入れというものは、先ほど申し上げましたように、田上町にとっては一番課題といいましょうか、課題でございまして、これも担当との話の中では、恐らくは先般の福島原発のときのように、一時的に関川のところで、津川のところでチェックをされて、田上町に、あるいはほかの市町村に行ったというような形もあり得ますので、近隣の県、市町村との連携が必要だというようなことでございまして、ところが、圏内の60キロ以上の県では、必ずしも十分な対応がまだ進んでいないと聞いておりますので、これは先ほど申し上げましたように、退避マニュアルを策定するときに、恐らくは近隣の山形とか秋田あたりまででしょうか、その辺あたりまでとの連携が必要になってくるのだろうと、こう思つております。そういうことで、非常にちょっと難しい問題でございまして、十分にこれから大きな課題として受けとめてやっていく必要が出てきておりますので、実際に担当課でもいろいろ策を練つておりますが、まだ正式には、先ほど申し上げましたように、国のほうからの具体的な指示がないというか、そういうこともまだ示されておられませんので、研究を重ねながら対応できるようにしていきたいと思つて

おります。

次に、モニタリングポストの設置は、先ほども何人かの方にお示しましたが、その外側に1基設置をいたしておりますが、そのほかに可搬式のモニタリングポストも実際には利用しながら設置をしていかなければいけないと、こういうふうには思っておりますし、果たしてこの田上町役場の中の1カ所でいいのかどうかということについても、これからの課題というふうになっております。

それから最後に、原子力対策については、先ほどから申し上げておりますように、田上町独自の原子力対策編を作らなければいけないことになっておりますが、これもまだ十分ではありませんので、いずれこれは十分に今後対応していきたいと、こういうふうには思っております。

最後に、企業団の対応でございますが、議員ご指摘のように、加茂市のとった判断というものは、恐らくは次回の参与会、近々開かれますが、次回の参与会あるいは企業団議会でも多分問題になっていく重要なテーマになっていくと思っておりますが、犯人探しのような形になるよりも、やっぱり加茂市のほうからきちっとした給水料金を払っていただくというふうなことをお願いするのが第一だろうと思っておりますし、実際には、企業長も加茂市にも既にその対応をしたというふう聞いておりますが、今までの料金しか払っていないという現状のようではありますが、これは、議員ご指摘のように、もう将来的にどうにもならない問題にならないように、やっぱり理解を求めていくしかないだろうというふうには思っているところであります。民主主義の社会ですから、いわゆる多数決で決めていくという方法もございしますが、もう少し話し合いをして、払っていただくということしかないのかなと、こういうふうには思っております。

それから、応急診療所の負担金の要請もしばらく前に三条市長が来てこういう文面でいいたろうかというものを持ってきました。持ってきまして、ちょっと過激な文字が並んでおりましたので、これは、もう少し精査をして、加茂市に正式に応急診療所の負担金をせめて一部を支払っていただくように、これも引き続き対応していくということで話は決まっておりますが、最終的にその要請文は送っていないようであります。いずれ加茂市のほうにお願いしていくということになっております。

産業振興課長（渡辺 仁君） 当然、国のほうから新しい農業政策が示されたときには、中身の見直しとか整合性を図る必要があるということで、その辺で対応していければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

総務課長（今井 薫君） それでは、私のほうから今までの災害対策につきましてもう一度おさらいをさせてもらいたいと思います。

当初、私、国のほうからといいますか、県のほうからその原子力対策編を作成しなさいよということで、私の記憶では、昨年9月までに30キロ圏内については、当初、国のほうから指針がありまして、9月末までに作成せよということが示されました。それから変更になりまして、今年25年の3月末までに30キロ圏内は、原子力対策編を作りなさいということで国のほうから指針がありましたので、そういうふうなみんな市町村については対応してきたわけでございます。

その中で、私も国の指針が間に合わない、具体的に中身がない、今、現状もそうなのでございますけれども、中身の指針でございます。決まったものについては、ご存じのとおり、5キロ圏内につきましては、安定ヨウ素剤につきましては、説明会、住民説明会を開いて配布するというふうには決定して

おります。そのほかは何も決定しておりません。

それから、当初、新潟県の話によりますと、県知事のほうからは、30キロ圏内、50キロ圏内言わずに、県民でございますので、全ての対象者、40歳未満になりますでしょうか、その方々の安定ヨウ素剤については、県のほうが準備しますよというお話で当初聞いております。その部分についても、具体的に、では、いついつ配布するというものは具体的に決まっております。県のほうも非常におくれている部分がございます。

それから、今ほど町長のほうが申しあげましたモニタリングポストにつきましては、つい先週でございます、固定式のモニタリングポストを町の車庫棟の隣といいますか、電源が必要なものですから、電源が取れるところに設置していただきました。これで県内全市町村設置されたと思っております。これが1つでいいのかどうか、私ども、これは、ちょっとわからない部分でございますが、とりあえず県内30市町村で1個ずつ設置されたということになります。

それから、ご指摘の情報伝達の関係でございますけれども、今のところどういうふうな形でというものは具体的に決めておりません。今の形では、緊急エリアメールを使うのか、どういう形で住民に対して情報伝達していくのかというものを具体的に決めておりませんし、また今後検討もしていかなければだめだと思えます。

そして、最新の情報でございますけれども、6月5日付けでございますけれども、これは最近もらったちょっと資料なのですけれども、原子力対策の指針というものが今まで国から出されているのでございますけれども、中身が余りないものなのでございますけれども、それが全部改正が行われるという情報が入っております。それに伴いまして、また、新たな、悪いですけれども、規制の基準が取りまとまるというふうに国のほうから伺っておりますので、また、県のその研究会、市町村の研究会といえますか、そちらのほうにも私ども文章読んでもわかりませんので、また、国のほうからその規制の新しい基準をまとめていただいて説明会をしてくれというふうな形で要請をしている状況でございます。

町長申しあげましたあとほかに、私ども屋内退避が基本でございます、今のところ、屋内退避というものは、では、どういうふうな形で行うのかというものは、悪いですけれども、皆さんご自宅で退避するという部分でございます。そのプルームの、専門用語使って申しわけありませんけれども、プルームの通過時の被曝を避けるための措置でございます、50キロ圏内につきましては、屋内退避せよという部分での措置といえますか、そういう形になろうかと思えますし、また、よそからの、30キロ圏内からのその避難者の受け入れということで、私ども町としましては、今、県のほうに上げているものが、前にもちょっとお話しさせてもらったのですけれども、体育館とか、学校の、そういう施設の部分で上げさせてもらっておりますけれども、コンクリートで覆われている部分が全部そういう部分ではございませんので、本当の意味での避難所という部分ではないのかなと私も考えております。若干なり外にいるよりいい部分かなと思えますけれども、一時避難所という部分では、そういうものも考えられますけれども、本当の避難所にはならない部分があろうかと思えます。

それで、今、私もつい最近でございますけれども、実際柏崎刈羽原発見させていただきました。今、防潮堤を99%完成しております。海拔15メートルの高さで今完成しております。そういう部分でも安全対策をとっておりますし、また、ベントといえますか、水蒸気爆発が起きたときの措置ということで、

奥屋が中の圧力がかかって福島みたいに建物が壊れない状態で、1つに空気抜けといいますか、換気口といいますか、そういうものを設けて作っているというお話も聞きましたし、そういう現場も見せていただいた部分でございます。非常に私も参考になった部分でございます。今まで、情報によりますと、再稼働が少し延びていくのだろうと、新聞報道でございますけれども、そういう情報も載っております。私どもも今ほど申し上げたとおり、国の指針が今回全部改正で示されるという部分でございますので、また、その内容を説明会等で聞かせていただいて、具体的な、今度は町としての基準といいますか、その対応手順を整備していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

12番（関根一義君） 終わります。

議長（渡邊正策君） ありがとうございます。

関根議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、6番、皆川議員の発言を許します。

（6番 皆川忠志君登壇）

6番（皆川忠志君） 最後ということで、昼前になりますけれども、前回のような長くかからないで、できるだけ言いたいことを言って、心地よい答弁をいただきたいというふうに思っています。私は、今回は2点について町長の見解を伺いたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、1点目は、私は、以前から行財政改革ということで言ってきました。質問もしてきました。これもひとえに行政は経営だという信念のもとであります。

そこで、第1点目の質問ですけれども、町が行っている補助金等について、見解を伺いたいと思います。要は、町として補助金について、どういうふうな扱いをしているのかということであります。先ほど町長のほうからも補助金に対する勉強会の話がございました。これは、私どもも内容を聞いておりますので、ある程度評価はできるのではないかとこのように思っています。私が補助金の関係について質問したいと、見解を町長から聞きたいということで思った1つの理由は、皆様ご承知かと思いますが、東日本大震災の復興事業にかかわる、いわゆる岩手県山田町というところと、それからNPO「大雪りばあねっと。」という法人あります。これの委託関係が私に衝撃を与えたといいますか、その理由の1つであります。詳細は、割愛しますけれども、これは、被災者の方々の雇用創出事業の委託ということで始まったわけですが、テレビでも何回か放映されましたので、わかると思いますけれども、事業費7億9,000万円の大部分、5億2,000万円が不適切な支出ということで判断されて、これは助成金の対象外ということになりました。このために、町は、一般財源でこの金を埋めなければいけないというふうになったわけです。今回の事業は、100%国の負担だと。それから、雇用を生み出せば金は幾ら

でもじゃばじゃば来るよというような安易な気持ちが町になかったのかどうか。恐らくあったと思うのです。町もそういうことであればということで、安易な危機感が欠落しているというふうには言わざるを得ないというふうに思っています。

2つ目の理由は、今までありました補助金の議論です。田上町には、条例があります。地方自治法に基づく条例がございます。補助金等適正化条例というものがございまして、補助金等交付規則というもので運用されています。この中で、基本的な考え方として、これはもう住民の税金で賄われているということをお知らせするほうもそれを意識してくださいと。それから、これは行政側にも言えることだと思っておりますけれども、住民の方の税金であるということをしっかり認識しなければいけないということだというふうに思います。

私が今日お話しするのは、無論補助金の削減のみに焦点を当てたものではありません。効果的なものは、もちろん継続をすべきですし、新しいもの、町の成長を促す、発展を促す補助金は、是非やるべきだというふうに思っています。私は、1回補助金の棚卸をすべきだというふうに思っています。棚卸というと、ちょっと行政と私民間にいた者との認識がちょっと違うのですけれども、棚卸というものは、1回業務を見直しましょうよと、こういう意味です。

まず、見解をお聞きしますけれども、現在、補助金等の額はどの程度ありますか。それから、一般会計の中でどの程度占めているでしょう。これをまずお聞きしたいなというふうに思っています。

それから、補助金がたくさんあります。いろんな分野にあります。民生、農業、商工業、いっぱいあります。これを廃止するあるいは増額する。これは、どのような手法で評価されているのでしょうか。先ほど言った大震災の関係では、ほとんどがいいなりといいますか、報告どおりのみにしていたというような状況でこういう事態になったのかなというふうに思っています。どういう体制でこれを評価しているのか。これは、最終的に予算を作るときに町長のところへみんなこれやりたい、これやりたいということでみんな持ってきて、町長が「あい、わかった」ということで、町長の見解だけでやっているのか、その辺の手法を伺いたいなというふうに思っています。私の探すところ、例規集の中にも載っていませんし、評価委員会なるものがあるのかなというふうに思っています。調べたら、オープンにはなっていませんでした。この辺は、是非、先ほど言いましたように、町の経営の一環なのです。そういう面から、是非、見解をお聞きしたいなというふうに思っています。

補助金は、地域経済への波及効果、それから雇用を生み出すというような機能も持っているというふうに思っています。補助基準を明確にして、公平感を持って、目標管理もしていただいでやっていただきたいということでお願いしたいと。これに対する町長の見解をまず伺いたいというふうに思っています。

それから、2つ目の質問ですけれども、成年後見制度について伺いたいと思います。最近、成年後見制度が脚光を浴びました。これは、もう皆さんニュースでおわかりかと思っておりますけれども、5月の21日になりますが、衆議院を通過、それから5月27日、参議院本会議で全会一致で決まったわけですけれども、成年被後見人、後見をされている方に選挙権を与えるということで、公職選挙法改正したわけですね。今年の4月から、7月に予定されております参議院選挙から適用するというので、新聞等々でもご存じかというふうに思います。これは、違憲判決が出たことからこういうことになったわけですが、

この選挙に際しまして、不正投票防止の観点から、候補者を書けない身体障害者等々の方のために、投票補助者の方をそこに配置するというふうになっています。これは、選挙管理委員会の職員から選ぶというふうに義務づけられております。まだ病院等では、不在者投票をやるわけですがけれども、施設関係者以外に選挙管理委員職員が立ち会うというような努力義務規定も規定されております。

ここでまず第1点目の見解を求めたいのですが、選挙が来月ということで迫っておりますので、これの準備体制についてどのようになっているのか伺いたいというふうに思っています。

それから、次は、成年後見制度そのものについて伺いたいと思います。後見制度は、2000年、平成12年にできました。それまでは禁治産者制度ということで名前は、私も少し勉強したことはありますけれども、それが変わりました。これの後見制度の、では、どういうふうになっているかということをし少し調べてみますと、少しずつ核家族化というか、家族の間のきずなといいますか、これが希薄になってきていまして、家族から第三者、専門家もいます、弁護士さんとか、専門家もいますけれども、少しずつそういうきずなが崩れていると。専門家の方も調べてみると、期間が長いということと、それから報酬が安いというものがネックになっているようですけれども、少しずつ伸び悩みの状態があるということで、いずれ担い手不足が生じるのではないかとこのように思っています。

そこで、私は、一般町民の方にも後見人になっていただくしかないなというふうに実は思っていて、なぜそういうふうに思ったかということ、この前の新聞で認知症の方が450万人、それから予備軍が400万人ということで新聞に載っておりました。こういう状況からいくと、田上にもいずれ、高齢化はどこでも進むわけで、田上もいずれそういうことになるなというふうに思っています。特に、またひとり暮らしの高齢者の方も増えてきていると、こういう状況でございます。

平成23年に介護サービス基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律というものが成立しました。ここの中の老人福祉法の規定が新たに新設されたのですが、この中に市町村に対して後見人候補を育成するために研修をなささい、候補者の家庭裁判所への推薦をなささい、その他必要な措置をとりなささいということで、努力義務を課しています。

私が聞きたいのは、町は、こういう法律の改正を受けた後、どのように今まで町は取り組んできたのか、また、市民後見人という制度を今後どういうふうに考えているのか。紛れもなく押し寄せてくる現実だろうというふうに思っています。まだ身近ではないかもわかりませんが、いずれそういう時代が来るとのことだということに思っています。是非、現在の現状と、それから今後の考え方を伺いたいというふうに思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 皆川議員のご質問にお答えしますが、最初に、補助金等の評価についてのご質問であります。平成24年度決算見込みで補助金の総額としては1億6,000万円、一般会計に占める割合は3.7%程度というふうになっております。

次に、補助金等の審査確認であります。議員ご承知のように、補助金等適正化条例及び補助金等交付規則に基づいて実は実施しているところでありまして、補助金申請の際には、申請者が実施しようとする主な事業やあるいはその見込める効果など、実績報告ではその成果を記載した実績報告書を事業完

了から30日以内に提出をいただき、審査し、補助金金額の確定をしているところであります。

補助金を申請する場合の観点としましては、その時々において、町の政策上必要があると認められるものに対して交付を行う考え方でありまして、その他、予算作成時において、補助金等交付希望書によりまして、希望があったものなどについては、交付要望の内容が条例等に合致しているか、その事業計画及び収支見積もりなどを審査しまして、実際には交付についての意思決定をしているところであります。

目標成果の把握につきましては、前段申し上げましたように、実績報告に基づきまして把握しておりますので、一つ一つの補助金について、それ以外の方法で把握することは、今のところは考えておりませんが、交流の町づくり団体への補助金につきましては、今、現在3年を一区切りとして評価し、その実績、成果を検証しまして、次の3年間の計画を立てているものでありますので、そのような必要があると思われる補助金につきましては、臨機応変に対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、成年後見制度についてのご質問であります。いわゆる選挙権付与の対応につきましては、該当となる方に対しまして、個別で周知を行うなど、県選挙管理委員会とも協力しながら、制度改正の周知、啓発に努めるとともに、法に基づき適正に対応してまいりたいと考えております。

なお、町内で実際に成年後見制度を利用されている方は、個別には承知しておりますが、どの程度の方が利用されているかまでは把握できておりません。今ほど選挙権付与に関しましての準備体制については、後ほど総務課長に答弁をさせますが、次の成年後見人制度の住民への周知については、今後も広報紙等を通じましてこの制度を広く紹介していきたいと考えております。

ところで、後見人の担い手のほとんどが本人の家族あるいは親族でありまして、それ以外は第三者後見人ということで、司法書士、弁護士、それから社会福祉士などの職業後見人が選任されているわけですが、後見人となるべき家族が後見人として不相応である場合などは、例えば家族がいないあるいは家族の財産侵害を受けているという、そういう方のためには、また一定の資力がなないため、職業後見人をお願いすることができないという状況もあることから、先ほどご指摘のありました市民後見人の育成という、そういう活用するということが必要になってきた社会情勢もなっておりますので、町としては、実は、まだこれについては具体的な対応をしておりませんが、今後、研究をいたしまして、十分検討しなければいけないと、こういうふうに思っております。

以上であります。

総務課長（今井 薫君） それでは、近々7月、一応予定としては24日が予定されている参議院選挙でございますけれども、先週県のほうで……

（何事か声あり）

総務課長（今井 薫君） 済みません、21です。先週県のほうで選挙管理委員長と党の説明会がありました。そこに私ちょっと出席しておりませんので、今、係長のほうからまだ具体的にどういうふうな手法でやっていくという部分では、具体的に聞かされておられません。

県のほうは、その施設、私ども関係する方々については10人足らずの人数というふうに承知をしておりますけれども、具体的にどういう、ある程度の症状、みんな個人差がありますので、多分、施設に入っている方も何人かいらっしゃいます。そういう方々については、当然、そこに施設のほうで投票され

るといふ部分で、選挙管理委員会のほうから立ち会いをお願いしますよといふふうな形になれば、当然、立ち会わなければいけない部分だと思います。その辺の具体的にどういふふうにやるのだからといふものを私まだ行った係長のほうからまだ話を具体的に聞いておりませんので、それを聞いてから具体的にそいふ手法で進めていきたいなといふふうを考えております。

あと、申しわけありませんけれども、その施設長のまた考え方もあるわけでございますので、そいふ要望には施設のほうから要請されればお応えしていきたいなといふふうを考えております。

以上です。

6番(皆川忠志君) 今ほど第1回目の答弁いただきまして、ありがとうございました。

町長、今ほど1.6億円の3.7%という数字をおっしゃったのですが、これは、あくまでも条例に基づく補助金、先ほど言われました条例に基づく補助金でしょうか、それともそのほかに条例に基づかない町独自の補助金は、私言っているのは国庫支出金にかかわる補助金ではなくて、町でやっている補助金、そのほかの補助金あると思うのですが、これの考え方がどうもまだよくわかりません。大体町長は、この補助金というものは、大体何%ぐらいが適正といふふうにお考えでしょうか。これ、どこを探しても、ネットでよく探すのですけれども、何%というものは、行政によってみんな違うのです。首長によってみんな考え方が違うからですよ。

だけれども、田上町の財政からいって、補助金の割合というものは何%が自分では妥当だといふふうには町長としてはお考えなのか、是非、伺いたいといふふうに思います。

それから、きのうの議論でもありました住宅リフォームの助成金、それから商工会への補助あるいはプレミアム商品券への助成等々、波及効果が見込めるものと、それから各種予防接種等の助成ありますね。これは、いわゆる町を拡大する、発展させる部分等必要な部分、ここのバランスだといふふうに思っています。今後、これらの補助金について、町長は、どういう方向に持っていきたいのだと。今ほどは、実績を伺いました。今後、どのような方向に持っていきたいのか。私は、スクラップ・アンド・ビルドもちろん当然必要ですし、意見を言われたからといってやる必要はないといふふうに思っています。ただ、やるべきものはやらなければいけないというのは基本ではないかなといふふうに思っています。

この補助金の見直しについては、これは年何回やっているのですか。これを見直しをする標準的なパターン、体制というものはないので。これは、ほかの市町村も出ています。評価委員会というものをつくって、この補助金はどうするのだと。住民の税金をどうやって効率的に使うかということを客観的な目も入れてやっているわけです。そいふ委員会も何もないと。どうやってこれをやるのかあるいは拡大するのか、もうやめてしまうのか。そいふその視点が少なくともないといふふうに感じています。ここのところの見解をもう一度お聞かせいただきたいなといふふうに思っています。

それから、後見制度ですけれども、今のお答えではちょっと私は少し不満足です。選挙の関係については、先般、今ほど総務課長のほうから言われたように、説明会があったといふのは新聞等で出ていましたので、承知しておりますけれども、是非、ここは私は今のところ何とも言えないので、遺漏のないように是非お願いしたいといふふうに思っています。

町では、まだこの後見人利用者を、後見制度利用者を把握していないといふ答弁ございましたけれど

も、実際に周知をしていない部分もあるのではないかなというふうに思っています。法律でも努力せよということで言っているわけですから、先ほど言いましたように、厚生労働省のこれ研究班ですけれども、2012年時点で460万人、予備軍400万人です。こういう、あつてはならないのですけれども、いたし方なくそういう病気になる方がいます。その人たちのやっぱり権利を私たちは守る義務があると思うのです。

新潟市、大きい政令都市ですけれども、新潟市では、成年後見支援センターというものをつくりました。これは、市民後見人を育成する講座もありますし、それからPRもしています。市の社会福祉協議会に運営を委託しています。町も社会福祉協議会隣にあるわけですから、ここをもう少し利活用といたしますか、提携して進めていくことも必要ではないかなというふうに思っています。

また、あわせて、私は市民後見人ということで申し上げましたけれども、これは町民個人だけではないのです。町民は、いずれ、申しわけない、私も含めて亡くなるのです。したがって、個人だけではなくて、法人についても検討すべきではないかなと。法人は、永続に……永続というか、我々よりは長く続くでしょう。個人は、いずれいなくなる。こういうことを考えると、法人格の後見ができる組織もあってもいいのではないかなというふうに思っています。現在、社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業というものをやっています。これは、金銭、通帳を預かって金銭の管理を行っているようですけれども、これらを拡大する手もあるかなというふうにはイメージはしておりますけれども、この辺の考え方をもう一回お聞きしたいなというふうに思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 今ほどのご質問にお答えいたしますが、いわゆる町の補助金が何%ぐらいかということでございますが、実際今3.7%という答弁をいたしました。額にして1億6,000万円ですから、四十四、五億円の中の1億6,000万円が本当に妥当かどうかということは、これまでに精査してきたこともありますので、今の段階では少し高いかなと思いますが、町の活性化に尽くしてもらおう団体ということであれば、私はこれはこれなりにいいのではないかと考えておりますが、それなりの補助金が本当に活性化のために役立つかどうか。私になってから補助金のカットした一番最初は、食糧費でございました。食糧費は、恐らくほとんどの団体でもう全てカットをいたしましたので、それでも相当数のカットをいたしましたので、団体においては潤滑油になるものがなくなったようで、大変気の毒には思っておりますが、これも税金を使つての補助金でありますので、今のような状況になっております。

あくまでも補助金条例と、いわゆる規則にのっとり町政の活性化に寄与できるものにとということにしておりますので、実際には外部団体はありませんが、私ども、先ほど申し上げましたように、成果を提出してもらって、必ず翌年度の補助金対象になるものをもう部内で十分に検討しまして、客観的な目から見ても妥当であるということについては、補助金を出すということにしております。

外部団体のいわゆる補助金が必要かどうかについては、私ども今後とも検討いたしますが、会計監査のほうからかなり厳しく指摘されておりますので、その都度この補助金については内部でも検討しておりますので、将来外部団体の、いわゆるものがあれば、それなりにまた検討していきたいと思っております。

それから、2番目の後見人制度については、これは後見人はもう簡単に私がやりますからといって簡単になれる制度ではありませんので、法務省の管轄で、法的なものをしっかり申請をいたしまして、そ

ここで認められた人が後見人になっていくわけでありますが、議員ご指摘のように、必ずしもそのPRをしているところまではいっておりません。といいますのは、私も非常に古い考え方ですが、本来、個人の財産というものは、他人がどうこう言う問題ではないというふうに思っておりますけれども、実際には今そういう状況ではなくなっておりますので、社会的な、いわゆるこういった後見人あるいは市民後見人の育成というものは、個人に限らず、あるいは法人については私はちょっと知識ありませんのであれですが、いずれそういう周知をして、広報いたしまして、市民後見人を育成していくということは、これは必要なことだろうと、こういうふうに思っております。

いろんな意味で、選挙権の付与というものは、これは国のほうで付与は定められましたが、いわゆる施設入所していて、余り会話もできないような方に対する後見人というものは、非常に難しいので、やっぱりそれなりの立派な方でありませんか、人格でも立派な方でありませんか、たとえ弁護士だろうが、そういった人たちでも私は本当に適当なのかどうかというものは、ちょっと私としては少し懐疑的になっておりますが、やはり信頼できる方になっていくことを、本当は身内がなっていけばいいというふうに思っておりますが、これは法的にはそういう第三者の後見人ということが定められておりますので、今後とも町としてはそういうご家族の方に周知をする必要が出てきたということで、今、考えを改めて検討していきたいと、こう思っております。

6番（皆川忠志君） 私は、いろんな会議等でも申し上げていますが、役場だけでやるという是非ですよね。この前の指定管理者の選定でも申し上げましたけれども、役場だけでしっかりやっていますということは、それは十分理解できるのですけれども、私が1回目の質問で申し上げたような事故、不祥事みたいな、こういうものはあるとは思っていません、間違いなく。あるとは思っていませんけれども、そういうことを評価する体制といいますか、これは、最終手段としてあってもいいのではないかなというふうに思っています。見直しも逐次やっているということは、十分承知しつつも、そういう体制づくりが町民の方に、申しわけないですけども、わかるような形にもっとオープンにしてもらいたいし、理解していただくということも必要ではないかと思うのです。町民の方は、やっぱり我々のお金というふうな認識持っています、私も町民ですから。そういうものがこういうところに何で使わないのだと、何であんなところに使うのだということのないように、背景となるものをしっかり決めておく必要があるなというふうに思っています。基準みたい、指標といいますか、プログラムのなものをつくっているところもありますけれども、そこまでは無理だとしても、もう少し踏み込んだものが必要ではないかなというふうに思っていますので、もう一回答弁をお願いします。

それから、後見人制度で、先ほど町長おっしゃっていた考え方はわからぬでもないのですが、私は町長が今抱えている問題点を聞いているわけではなくて、そういう問題点があるからこそこうしなければいけないという方策を聞いているのです。したがって、もし田上でできないのであれば、愛知県の知多半島というところに知多成年後見センターというものがあまして、これは5つの市と5つの町でつくっているのです、金を出し合って。こういう組織があります。これは、各市、町から業務委託を受けているのです。共同で、1つの市だけだから大変だから、共同でそういう事業もやっている。いずれそういう時代が来るからです、また、変な市が入るとまたいろいろもめるかもわかりませんが、ここは、人道的立場ではないのですけれども、こういう環境が必要ではないかなと。町だけでやるのは、

確かに大変かもわかりません。だけれども、そういうことが必要になってくるのです。やっぱり身内を見てほしいという思いは、私も一緒です。だけれども、見てください、町を。みんなひとり暮らしの方が増えてきたではないですか。「きずな」を見れば、「きずな」の一番裏面を見れば、人口は減っている、世帯数は増えている。これは、紛れもなくひとり住まいの方が増えているということです。だから、そういうやっぱり状況なのです。そこの部分をもう少し優しくフォローしてあげるということも必要ではないかなというふうに思っています、今回質問させていただきました。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、最初に、その補助金団体のいわゆる審査のための委員会の導入ということでございますが、私どもは今まではそこまでは考えてきませんでした。といいますのは、先ほど申し上げましたように、毎回の監査の審査の中で、この補助金に対してはかなりきつご意見をいただいております、その都度改正をしてきたというか、見直しをしてきたというので、先ほど申し上げましたように、食糧費というか、会議費なんかもみんなばたばたと切ってきたということもございますが、皆川議員ご指摘のように、やはり町民の税金からの一部が補助金になっているわけでありますので、町民の皆さんのご意見も入れるということでは、これはもう今後検討をして当然しかるべきだろうと、こう思っております。監査委員もこれ民間から選ばれた監査委員は特にきつく言っているわけでありますので、町民の意見が反映されているかなと思っておりますが、せっかくの貴重なご提案ではございますので、総務課と一緒にちょっと検討したいと、こう思っております。

この後見人制度というものは、実は、かなり法的なこととか、そういったもので、やはりある程度の知識を持った方をきちっと育てませんと大変なことになっていくという私の先入観があるものですか、やはり今皆川議員ご指摘のあったように、広域で、あるいはそういったセンターで取り組んでいただければということであれば、いいかなとは思っておりますが、この役所の中で、では、後見人制度に法的にどうこうというのはなかなかきちっと対応できる体制になっておりませんので、これはまさに研究課題でございます、非常に多くのひとり住まいの方が多くなっていることは確かでございますので。ただ、これは、「あなたのところどうしますか」などと言っていいのかどうかということ、非常にやっぱり危惧するところなのです。「皆川さん、どうしますか、あなた死んだら」なんて、こういう質問していいのかどうかというものは、やはりそのために身内がいるのであって、そこの身内が欠けていくというところに問題があるので、私はできるだけ地域でそういう見守りながら、本当に高齢者を見守っていく体制をつくっていきながら、そういう中で、ああ、これはやっぱり専門的にきちっと財産を守っていかねばいけないということができ上がってくるというような法も追求しなければいけない問題だなと思っております。

いずれ、さっき申し上げましたように、法的なことあるいは専門的な知識が必要でございますので、これも大変な研究課題であります、社会の要請でもございますので、市民後見人の育成も含めまして十分研究して、一つの結果が出るようにしていきたいと、こう思っております。

以上です。

議長（渡邊正策君） 皆川議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これもちまして本日は散会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

午前11時27分 散会

別紙（１）

平成 2 5 年				第 4 回				田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第 2 号				平成 2 5 年 6 月 1 8 日（火）				午前 9 時開議			
日程	議案番号	件名						議決結果			
		開議									
第 1		一般質問									
		散会									

別紙（２）

平成 25 年 6 月 18 日 第 4 回 定 例 会 議 員 出 欠 表

定員 14 名 出席 14 名 欠席 0 名 欠員 0 名

出	欠	席 番	氏 名
○		1	今 井 幸 代 君
○		2	椿 一 春 君
○		3	有 川 り え 子 君
○		4	浅 野 一 志 君
○		5	熊 倉 正 治 君
○		6	皆 川 忠 志 君
○		7	川 崎 昭 夫 君
○		8	松 原 良 彦 君
○		9	川 口 與 志 郎 君
○		10	渡 邊 正 策 君
○		11	池 井 豊 君
○		12	関 根 一 義 君
○		13	泉 田 壽 一 君
○		14	小 池 真 一 郎 君

別紙（３）

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名
町 長	佐 藤 邦 義
副 町 長	小 日 向 至
教 育 長	丸 山 敬
総 務 課 長	今 井 薫
地 域 整 備 課 長	土 田 覚
産 業 振 興 課 長	渡 辺 仁
町 民 課 長	鈴 木 和 弘
保 健 福 祉 課 長	吉 澤 深 雪
会 計 管 理 者	吉 澤 宏
教 育 委 員 会 事 務 局 長	福 井 明

別紙（４）

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 野 幸 作
 書 記 渡 辺 絵 美 子

平成25年田上町議会
第4回定例会会議録
(第3号)

- 平成25年6月24日
- 議事日程(第3号)は別紙(1)のとおり
- 本日の会議に付した事件は議事日程に同じ
- 応招議員は別紙(2)のとおり
- 出席議員(14名)は別紙(2)のとおり
- 説明のため出席した者の職氏名は別紙(3)のとおり
- 職務のため出席した者の職氏名は別紙(4)のとおり

午後1時30分 開議

議長(渡邊正策君) これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 議第1号 田上町本田上工業団地工場設置促進条例の一部改正について
議第2号 記号式投票に関する条例の廃止について

議長(渡邊正策君) 日程第1、議第1号及び議第2号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議第1号 田上町本田上工業団地工場設置促進条例の一部改正について、原案可決でございます。

議第2号 記号式投票に関する条例の廃止について、原案可決でございます。

特別に目立った議論はございませんでしたが、議第1号の工業団地の促進条例の一部改正につきましては、町の条例は現行では1人5万円限度、200万円ということでございますが、県内を見渡しても一番低いほうの金額であるということで、それを拡充するために引き上げたいというものでありました。新潟市では1人当たり30万円、小千谷市では10万円というような説明もございました。そういった中で、原案のとおり可決ということになりました。

それと、議第2号、記号式投票に関する条例の廃止でございますが、この投票は町長選挙のみに適用されているということで、ほかの選挙との整合も図りたいという説明もございまして、特に議論はなく、原案可決ということでございました。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでございました。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第1号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第2号は委員長報告のとおり決しました。

日程第2 議第3号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について

議第4号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について

議第5号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について

議第6号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

議第7号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について

議長（渡邊正策君） 日程第2、議第3号から議第7号までの5案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議第3号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定についての中、第1表の歳出のうち、2款総務費1項、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費でございますが、原案可決でございます。

それと、議第4号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について、原案可決でございます。

議第5号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について、原案可決でございます。

議第7号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について、原案可決でございます。

主な説明なり議論の報告をいたしますが、議第3号、一般会計の補正予算でございますが、歳入においては、元気交付金ということで決定したということで、交付金の受け入れの関係、それと五明寺トンネルに関係した交付金が24年度補正で認められたということで、それらの減額ということでの整理というのが主なものでございますし、歳出においては職員の人事異動に伴う給料、手当等の増減、それと歳入のほうでも申し上げましたが、元気臨時交付金による予算への組みかえというようなものが主ではございましたが、歳入においては風疹予防接種に伴う県補助金の受け入れ、それと羽生田公民館の改修に伴う自治総合センターコミュニティ助成事業交付金の受け入れというようなものがありましたし、詳細では幼児園増築に伴う起債を元気交付金に振り向けるということでの減額、それとトンネルの関係でございますが、道路整備事業債、あるいは公共事業債は元気交付金に振り向けることや24年度補正に振り向けられたということでの減額が歳入の主なものでございました。

歳出のほうでは、総務費においては事務補助員1名の雇用することに伴う賃金の増額、それと特定規模電気事業者、俗に言うPPSでございますが、そこへの契約ということでの賛助会費の補正ということで、5万円ほどであったと思いますが、ございました。これは説明の中では、町で50キロワット以上の契約は14カ所というか14件あると、その中で13カ所を契約をしていきたいという説明がありまして、これによって約140万円ほど安くなるというような説明がございました。

それと、庁舎のトイレの洋式化ということで、1階から3階までの9カ所をシャワートイレに改装したいという説明がございました。

それと、羽生田公民館への助成ということで250万円上がっております。

それと、元気交付金による庁舎の空調設備の改修工事ということで、これは金額5,250万円ということで大きい金額ではございますが、平成8年に設置をして、17年経過をして、毎年修理もしているが、修理の方法は延命措置ということで、根本的なものではないということで、交付金事業が認められたことによって全面的に改修をしていきたいという説明がございました。

それと、農林水産業費では、職員の人事異動に伴う給料と手当の関係の増減でございましたが、元気臨時交付金によってY・O・U・遊ランドの屋外トイレ2カ所を改修していきたいと、2カ所、4個ということでございますが、入っております。

それと、土木費においても職員の人事異動に伴うものがほとんどでございますが、元気臨時交付金に組みかえた中で、新たに青海6号線の工事ということで追加をされております。

一般会計のほうは以上でございますが、議第4号の下水道の関係につきましては、起債の償還利率が当初3%から1.2%になったということでの変更に伴っての増減ということでございます。

それと、議第5号、集落排水事業特別会計補正予算につきましては、中継ポンプ場のポンプの3台が能力低下によることで入れかえをしたいということで、質疑の中で平成8年と11年ごろに設置をしたものであるということでございましたが、減価償却の耐用年数は7年という年数だという説明もございました。

それと、水道事業会計においては、職員の人事異動に伴う給料手当の増減のみということでございました。

以上が総務産経常任委員会の付託案件審査の報告でございます。以上でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでございました。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 皆川忠志君登壇）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、6月17日付けでございますけれども、社会文教常任委員会に付託されました議案の審査結果についてご報告いたします。大分質疑がありましたので、ちょっと長くなるかもわかりませんが、よろしく申し上げます。

まず、議第3号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について中、第1表、歳出のうち、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、審査結果については最後に申し上げます。

審査の内容をご説明いたします。まず、2款の総務費でございますけれども、内容は人事異動による補正でございまして、特段の質疑はありませんでした。

3款の民生費でございますが、これも人事異動の補正と、それから竹の友幼稚園の増築工事の元気交付金の関係もございまして、予算の組みかえということが主でございまして、ここも特段の質疑はございませんでした。

4款の衛生費ですけれども、これは中身は保健師の退職に伴う補正、それから風疹の予防接種の助成に伴う補正が主なものでございます。風疹の予防接種の助成の内容でございますけれども、これは妊娠

を予定している方、そして希望される方を対象として、約70名から80名を予定していると、その御家族を含めて、その倍であります150名程度を予定しているという説明がございました。なお、期間につきましては、4月1日にさかのぼり来年の3月31日まで、当面1年間ですけれども、実施するという説明がございました。なお、助成額は1人1万円を全額助成するというところでございます。

質疑ですけれども、第4款の衛生費の関連で、まず子宮頸がんの予防ワクチンの関連で質問がございました。2009年のワクチン接種を始めたわけですが、新潟県内では副作用と見られる症状で重症5名、そのほか40名という新聞記事があったと、田上町はないのかということでもありますけれども、早目に町民の方に内容を知らせてほしいと、早急に周知を図るべきだという意見、質問がございまして、説明としましては、子宮がん予防ワクチンにつきましては平成23年度から任意の予防接種を始めたとして、接種の実績ですけれども、対象者は中学1年から高校1年までの生徒さんだと思いますが、平成23年度は対象者248名のうち接種率89.9%、24年度は新1年生、中学1年生が81%ですけれども、全体で見ると45.2%という状況になっているという説明がありました。今回の予防ワクチンの接種の考え方は、因果関係が見えないということで、原因がわかるまで勧奨をやめてほしいという国といたしますか、厚生労働省の考え方があるわけですが、有効性とリスクを理解した上で接種を受けるようにということの意味です。町とすれば、このことを町民に周知を図っていききたいというような説明がございました。周知については現在、私も見ましたけれども、ホームページ等で周知を図っておりますけれども、きずなの7月号で掲載して周知を図っていききたいという説明がございましたし、また新中学1年生の保護者の方には既に推奨しているということもございまして、学校を通じて周知を図っていくというような説明がございました。

一方、風疹の予防接種の関連なのですが、この接種による副作用の事例はなかったのかと、それからほかの市町村では、これ新聞記事も私も幾つか見たのですが、PRしているということで、全額助成するということを踏まえて、積極的なPRをしてはどうかというような意見がございました。説明としましては、これは予防接種でございますので多少のリスクはあるけれども、副作用についてはつかんではいけませんと、またPRについてはしっかりやっていききたいと、きずな等にもPRしていききたいというような説明がございました。

また、保健師の関係ですけれども、先ほど退職関連と言いましたが、補充についての考え方の質問がございました。補充については既に募集を締め切っておりまして、来年の4月1日からの採用で進めているというような説明がございました。

最後に、10款の教育費でございますけれども、ここが議論伯仲しまして、人事異動に伴う補正と、それから学校環境改善事業、いわゆるトイレの様式化と扇風機を設置する空調工事の補正なのですが、トイレにつきましては中学校の女子のトイレの3基の改修、トイレというのは単位を、ちょっとインターネットを調べたら何基というのはあるのですけれども、正式には座りということらしいですけれども、ここでは3基というふうに言わせてください。中学校の女子のトイレ3基の改修、それから扇風機につきましては小学校2校と、それから中学校のもう既に2階、3階に工事を進めているわけですが、この1階の教室にも設置するというような補正でございます。また、羽生田野球場のバックスクリーンが老朽化している、平成2年にできたのですが、23年を間もなく経過しようとしているということで、

改修したいというような説明がございました。

まず、トイレの洋式化ですが、今回の中学校の女子のトイレの様式化に関連しまして今後の方向性について質問がございまして、今回女子は中学校23基あります。そのうち今回の工事が終わりますと12基ということで、50%を超えるわけですけれども、今後は予算を見ながら、必要数に応じて確保していきたいというような説明がございました。さらに委員から、小学校を含めて年次計画を立てながらやるべきだろうと、方向づけをしながらやっていくべきだろうというような意見がありまして、これに対しては年次計画は作ってございまして、ただし子供が減少している傾向なわけですけれども、これを踏まえて、基準となる整備数を作って進めていると、今回はこれに合わせて予算もあったということから追加したというような説明がございました。また、小学校、中学校合わせた現在のトイレの状況と基準を示してほしいとの意見がございまして、執行側に提出のほうをお願いをいたしました。

次に、羽生田野球場のバックスクリーンの改修の関係ですけれども、利用状況はどうかと、最近町外の方の利用も多いということで、町民、町内の方の利用を圧迫していないかというような、状況はあるのかということで質問がございました。それに対しては、利用状況はその場で持ち合わせなかったので別途提出したいということだったのですが、平日の夜は田上町野球連盟、それから土日の夜は2カ月前から予約をとっておりまして、町内優先的にやっているということで、特に町外の方の利用で圧迫している状況はないというような説明がありました。なお、利用状況につきましては後日資料をいただいたのですが、全体の62%が町内、残り38%が町外というような状況でございました。

最後に議案の討論に入りまして、討論の中で優先順位の検討すべきだよと、羽生田野球場のバックスクリーンの改修の工事見合い費を、今回トイレが必要だということであれば、そちらの洋式化のほうに向けるべきではないかというような意見がございました。採決の結果、反対1名、賛成多数ということで、提案どおり可決されました。

次に、議第6号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についてですが、これは原案可決でございまして。特段の質疑はありませんでした。

以上、社会文教常任委員会の報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さまでございました。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第3号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第4号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第5号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第6号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議第7号は委員長報告のとおり決しました。

日程第3 請願第1号 下吉田1区地内の町道認定についての請願について

議長（渡邊正策君） 日程第3、請願第1号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 請願の審査報告を申し上げます。

下吉田1区地内の町道認定についての請願ということでございまして、請願第1号でございまして、審査の結果は継続審査という結果でございました。審査の経過について若干申し上げますが、場所は自動車学校のちょっと上手のほうといたしますが、図面もついておりますのでそれぞれご承知かと思っておりますが、現地調査も行ってまいりました。それで、戻ってきて議論したわけでございまして、請願書では「道路拡張の為に必要な用地については、地権者全員同意の元で町に寄付致します」という文言になっておりますが、どうも現地調査に行った段階では、少しこの辺の言い回しが違うというような議論もございまして、現実に地権者の方でそのような話をしておられた方がいたということで、今後、区長さんが請願者ということでございまして、区長さん並びに地権者の皆様と再度議論なり調整をしていただくということで、その結果に基づいて再度審査を行っていきたいということで、今回については継続審査すべきものということで決定をいたしました。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでございました。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は継続審査であります。本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり継続審査と決しました。

日程第4 報第1号 平成24年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第2号 県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について

議長（渡邊正策君） 日程第4、報第1号及び報第2号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました報第1号、平成24年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成24年度の3月議会においてお認めいただきました繰越明許費は地方

自治法施行令の規定に基づきまして繰越計算書を議会に報告しなければならないということになっておりますので、提出いたすものであります。

その内容といたしましては、土木費では国の平成24年度補正予算（第1号）により内定のあった社会資本整備総合交付金事業の坂田・湯川3号線の五明寺トンネルの修繕工事や本田上・横場線、他舗装修繕工事の関連経費でありまして、これらいずれも平成25年度に行うため、やむなく繰越明許といたしたものであります。

次に、報第2号、県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出につきましては、地方自治法の規定によりまして構成市町村の議会に報告することになっておりますので、別冊の資料を添えて報告するものであります。

なお、内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 今井総務課長。

総務課長（今井 薫君） それでは、私のほうから土地開発公社の平成24年度の事業実績報告書と、それから25年度の事業計画及び予算等資金の計画の関係につきましてご報告申し上げます。

まず、平成24年度の主な実績でございますが、本田上工業団地の第2次造成事業が完了いたしました。この第2次造成事業の費用といたしまして、工事費が1億6,342万6,200円、それから設計委託費が39万3,750円、合わせまして1億6,381万9,950円となりました。また、本田上工業団地において、平成24年度1件の売却がございました。売却面積は5,322.32平米、売却額は7,244万7,419円でございます。坪単価4万5,000円でございます。この売却に伴い、地質の調査、それから分筆登記を行い、その費用は合わせて142万8,000円でございます。また、その他にいがた南蒲農協のほうから借り入れている長期の借入金の利息でございますが、1,070万8,899円となりました。

ただいま申し上げた内容につきましては、事業実績報告書の中で、売却収入につきましては7ページの上部の田上町分を見させていただきたいと思っております。上部の収益的収入、それから事業収益の本田上工業団地売却の収益に地質調査、それから分筆の登記につきましては15ページの収益的支出、販売費及び一般管理費の委託料に載っておりますし、また長期借入金の利息につきましては11ページの収益的支出、事業外経費の、番号で言うと2番になりますでしょうか、長期借入金利息、それから造成事業費につきましては13ページの中ほどの資金的支出の工事費及び関連経費委託料にそれぞれ記載されておりますので、よろしくお願いたします。

その結果といたしまして、18ページでございますが、損益計算書にありますとおり、平成24年度の経常利益は239万6,782円となり、黒字の決算となりました。また、平成24年度末における資産でございますが、土地開発公社が保有する本田上の工業団地の面積が8万7,922.14平米でございます。それから、普通預金と定期預金を合わせた総額は、16ページを見ただけのとわかると思っておりますけれども、16ページのほうでございます。1億5,732万8,130円となりました。また、一方、負債である長期借入金残高は第2次の造成事業の実施に伴い、新たに7,500万円の借り入れをし、26ページをお開きさせていただきたいと思っております。こちらのほうに数字が載っておりますけれども、10億4,060万円となっているものでございます。

次に、もう一冊の平成25年度の予算関係でございますが、平成25年度の主要事業といたしましては、今ほど申し上げたとおり、平成24年度で工業団地の造成工事が完了いたしましたので、本年度はその維持管理費と売却に向けて全力を尽くしていくものでございます。また、当初予算でパンフレットの印刷費といたしまして、13ページをお開きいただきたいと思いますが、そこで当初予算のほうでパンフレットの印刷費として、今ほど申し上げた13ページに書いてございますけれども、収益的支出、販売費及び一般管理費の需用費のうち22万円を充てております。

なお、造成が完了した本田上工業団地の確定測量と、それからこれから看板設置工事に係る費用については、今年度の土地開発公社の予算を補正をして実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 以上で報告が終わりました。

本件は報告事件でありますので、これで終わります。

日程第5 議員派遣の件について

議長（渡邊正策君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決しました。

日程第6 閉会中の継続調査について

議長（渡邊正策君） 日程第6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

佐藤町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 大変ご苦労さまでございました。

6月17日から本日までの8日間でしたが、提案申し上げました議案全てご決定をいただきまして、大変ありがとうございました。

かねがね心配しておりましたインフラ整備等についても24年度の補正予算、あるいは今回の元気交付金によりまして、ある程度町のインフラも相当進むものと思っているところであります。できるだけ早く工事に着工いたしまして完成をさせていきたいと、こう思っております。

これからは夏本番にまいりますので、また議員の皆様におかれましてはそれぞれ視察研修等もございますので、どうぞ田上町の発展のための視察研修になることをご祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

議長（渡邊正策君） これをもちまして平成25年第4回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後2時14分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年6月24日

田上町議会議長 渡 邊 正 策

田上町議会議員 有 川 り え 子

” 議員 浅 野 一 志

別紙（１）

平成 2 5 年 第 4 回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第 3 号 平成 2 5 年 6 月 2 4 日（月） 午後 1 時 3 0 分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第 1	議 第 1 号	田上町本田上工業団地工場設置促進条例の一部改正について	原案可決
	議 第 2 号	記号式投票に関する条例の廃止について	原案可決
第 2	議 第 3 号	平成 2 5 年度田上町一般会計補正予算（第 1 号）議定について	原案可決
	議 第 4 号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について	原案可決
	議 第 5 号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について	原案可決
	議 第 6 号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について	原案可決
	議 第 7 号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について	原案可決

日程	議案番号	件名	議決結果
第3	請願第1号	下吉田1区地内の町道認定についての請願について	継続審査
第4	報第1号	平成24年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	報告
	報第2号	県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について	報告
第5		議員派遣の件について	決定
第6		閉会中の継続調査について	決定
		閉会	

別紙（２）

平成 25 年 6 月 24 日 第 4 回 定 例 会 議 員 出 欠 表

定員 14 名 出席 14 名 欠席 0 名 欠員 0 名

出	欠	席 番	氏 名
○		1	今 井 幸 代 君
○		2	椿 一 春 君
○		3	有 川 り え 子 君
○		4	浅 野 一 志 君
○		5	熊 倉 正 治 君
○		6	皆 川 忠 志 君
○		7	川 崎 昭 夫 君
○		8	松 原 良 彦 君
○		9	川 口 與 志 郎 君
○		10	渡 邊 正 策 君
○		11	池 井 豊 君
○		12	関 根 一 義 君
○		13	泉 田 壽 一 君
○		14	小 池 真 一 郎 君

別紙（3）

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名
町 長	佐 藤 邦 義
副 町 長	小 日 向 至
教 育 長	丸 山 敬
総 務 課 長	今 井 薫
地 域 整 備 課 長	土 田 覚
産 業 振 興 課 長	渡 辺 仁
町 民 課 長	鈴 木 和 弘
保 健 福 祉 課 長	吉 澤 深 雪
会 計 管 理 者	吉 澤 宏
教 育 委 員 会 事 務 局 長	福 井 明

別紙（4）

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 野 幸 作
 書記 渡 辺 絵 美 子